

癸卯年九月六日

政務

田

受第一三四七六號

牙

受第一三四七六號

有德陳本目了榊太民政署之於官被差

明治三十八年八月廿八日

副欽事鈴木陽之助

外務次官珍田捨己殿

陸軍

陸軍

7-0142

0007

樺太民政署官報

第壹号

明治三十八年八月廿六日

樺太民政署

軍令

軍令第壹号

樺太民政署本署ヲアレキヤンドルニ置キ
支署ヲコルサコフニ置ク

明治三十八年八月廿六日 樺太軍司令官

軍令第貳号

「コルサコフ」「ポロアントマリ」「ペルマバートン」
及其附近ニ於テ在リテ揚ケル事項ニ
付民政ヲ布キ民政長官ヲシテ之ヲ行
ハシム但シ民政長官ハ支署長若ハ
他ノ事務官ヲシテ其ノ権限一部
ヲ行ハシムルコトヲ得

一 出入船舶ノ検査ニ関スルコト

二 出入船舶及渡航者ノ取締ニ関スル
コト

三 人民ノ出願ニ係ル土地使用ノ家屋
倉庫等ノ建築並ニ請許營業ノ
許否及其ノ取締ニ関スルコト

四 土地使用料並ニ請許料
他ノ公課ニ定ムルコト及其ノ徵收等
ニ関スルコト

五 占領地人民ノ保護及扶助ニ関スル
コト

六 市街豫定地並ニ其ノ區畫ヲ定ム
ルコト

七 衛生ニ関スルコト

八 前各項ノ外行政警察及司法等
ニ関スルコト

九 占領地人民ノ刑事及占領地人民
並ニ在留帝國臣民ノ行政規則
違反ニ對スル審判及處罰ニ
関スルコト

十 民事審判事件

十一 糧食及高嶺強世未依規則施行ニ関
スルコト

十二 行政ノ目的ヲ以テ定ムル軍令
施行ニ関スルコト

軍令第肆号

本嶼ニ於テ鑛物(石油)ノ採取山林
ノ伐採並ニ狩獵ハ新ニ之ヲ許可セズ
但シ一時ノ利用ヲ為メ所轄官署
許可ヲ受ケタルモノハ此限ニ在ラズ

許可ヲ得スレテ鑛物(石油)ヲ採取
シ山林ヲ伐採シ狩獵ヲ為シ又ハ土地
ヲ占有シタルモノハ五百山以下ノ四割
金ニ處シ情状ニ依リテハ之ヲ本嶼
外ニ退去セシム

退去命令ヲ宣行スル為メ所轄官
署ハ總テノ強制力ヲ使用スルコト
ヲ得

明治三十八年八月廿六日 樺太軍司令官

軍令第伍号

官命ニ依リ又ハ官ノ許可ヲ受ケ

得

明治三十八年八月廿六日 樺太軍司令官

軍令第参号

民政施行地域内ニ於テ民政長官ノ
命令ニ由ルノ外居留民ノ團體ヲ作
ルコトヲ禁ズ其ノ團體ヲ作ルコトヲ
發起シ勧誘シ又ハ其ノ勧誘ニ應
ジタル者ハ百四以内ノ罰金ニ處シ
情状ニ依リテハ之ヲ本嶼外ニ退去
セシム
退去命令ヲ宣行スル為メ民政長官
ハ總テノ強制力ヲ使用スルコトヲ
得

明治三十八年八月廿六日 樺太軍司令官

タル者ノ外水嶋産ノ鑛物(石油ヲ)
林産物、野鳥(其ノ中ニ)
野獸、海鳥
(其ノ中ニ)海獸、家畜(其ノ中ニ)家畜
及獸皮ヲ本嶋外ニ移出スルコトヲ禁ス
犯シタル者ハ五百圓以内ノ罰金ニ處
シ情状ニ依リテハ之ヲ本嶋外ニ退去
セシム

退去命令ヲ發行スル為メ所轄官
憲ハ總テノ強制力ヲ使用スルコトヲ
得

明治三十八年八月廿八日 樺太軍司令官

軍令第六号
帝國臣民ノ渡航者ニシテ民政施行
地域アレキサンドル、ルイコフ及其ノ附
近ニ於テ家畜ヲ屠殺セントスル者ハ
所轄官憲ノ許可ヲ受クハレ犯シ
タル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處シ情
状ニ依リテハ本嶋外ニ退去セシム

トシ得

明治三十八年八月廿八日 樺太軍司令官

軍令第九号
民政ニ関スル軍令ハ民政署官報ニ
登載シ且ツ之ヲ必要ノ場所ニ揭示
スルヲ以テ公布式トス

署令及支署令ハ支署官報ニ登
載シ且ツ之ヲ必要ノ場所ニ揭示
スルヲ以テ公布式トス

民政ニ関スル軍令ハ別ニ施行ノ期
日ヲ定メタルモノヲ除ク外樺太軍
司令官 所在地ニ於テハ公布ノ翌日
ヨリ其他ハ民政署官報到達及
揭示ノ翌日より之ヲ施行ス

署令及支署令ハ別ニ施行ノ期日
ヲ定メタルモノヲ除ク外支署所在地
ニ於テハ公布ノ翌日より其他ハ支
署官報到達及揭示ノ翌日より之

退去命令ヲ發行スル為メ所轄官
憲ハ總テノ強制力ヲ使用スル
コトヲ得

明治三十八年八月廿八日 樺太軍司令官

軍令第七号
民政長官ハ樺太軍司令官所在地
ヲ距ルコト遠隔ナル民政地域内ニ駐
在スル場合ニ於テ必要ト認ムルト
キハ軍令ニ牒觸セサル範圍内ニ於
テ署令ヲ發シ五十圓以下ノ罰金
若ハ三十圓以内ノ禁錮ノ罰則ヲ
附スルコトヲ得

明治三十八年八月廿八日 樺太軍司令官

軍令第八号
支署長ハ委任ノ範圍ニ於テ又ハ
輕易ナル事項ニ於テ支署令ヲ發
シ五十圓以下ノ罰金又ハ十圓以内ノ
拘留ヲ科スル罰則別ヲ設ケルコ
トヲ得

ヲ施行ス

明治三十八年八月廿八日 樺太軍司令官

軍令第十号
本嶋内ニ於ル土地家屋ニ関シ占領地
人民ノ締結シタル契約ハ所轄官憲ノ
許可ヲ受ケルニテラサレハ占領中其
ノ効力ヲ生ゼス但シ官憲トモ領地人
民トノ契約ハ此ノ限ニ在ラス

本令ハ古領軍上陸ノ日ニ溯リ之
ヲ施行ス

明治三十八年八月廿八日 樺太軍司令官

定價部金拾錢

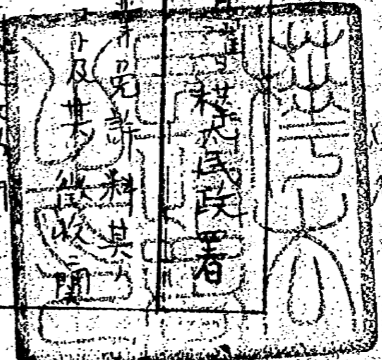
樺太民政署官報

軍令

第壹号

明治三十八年八月廿九日

樺太民政署



軍令第壹号
樺太民政署本署ヲアレキヤンドルニ置キ
支署ヲゴルサコフニ置ク
明治三十八年八月廿九日 樺太軍司令官

軍令第貳号

「ゴルサコフ」ハ「ホロアントマリ」ナルヲ「マバ」
及其附近ニ於テハニ揚クル事項ニ
付民政ヲ布キ民政長官ヲシテ之ヲ行
ハシム但シ民政長官ハ支署長若ハ
他ノ事務官ヲシテ其ノ権限一部
ヲ行ハシムルコトヲ得
一 出入船舶ノ検査ニ関スルコト
二 出入船舶及渡航者ノ取締ニ関スル
コト
三 人民ノ出願ニ係ル土地使用ノ家屋
倉庫等ノ建築並ニ諸營業ノ
許可及其ノ取締ニ関スルコト

軍令第参号

第貳号及第玖号ニ関スル規則ハ軍令
ヲ以テ之ヲ定メ第貳号ニ掲クル事項
ハ樺太軍司令官ノ認可ヲ終ルモ
ノトス
明治三十八年八月廿九日 樺太軍司令官

軍令第肆号

民政施行地域内ニ於テ民政長官ノ
命令ニ由ル外居留民ノ團體ヲ作
ルコトヲ禁ズ其ノ團體ヲ作ルコトヲ
登起シ勸誘シ又ハ其ノ勸誘ニ應
ジタル者ハ百四以内ノ罰金ニ處シ
情状ニ依リテハ之ヲ本島外ニ退去
セシム
退去命令ヲ實行スル為民政長官
ハ總テノ強制力ヲ使用スルコトヲ
得
明治三十八年八月廿九日 樺太軍司令官

四 土地使用料
他ノ公課ニ比シテ
五 占領地人民ノ保護及扶助ニ関スルコト
六 市街豫定地並ニ其ノ區畫ヲ定ム
ルコト
七 衛生ニ関スルコト
八 前各項ノ外行政散言及司法等
ニ関スルコト
九 占領地人民ノ刑事及占領地人民
並ニ在留帝國臣民ノ行政規則
違反ニ對スル審判及處罰ニ
関スルコト
十 民事審判事件
十一 樺太島漢業及規則施行ニ関
スルコト
十二 行政ノ目的ヲ以テ定ムル軍令
施行ニ関スルコト

軍令第伍号

本島ニ於テ鑛物(石油)ノ採取山林
ノ伐採並ニ狩獵ハ新ニ之ヲ許可セズ
但シ一時ノ利用ヲ為メ所轄官憲ノ
許可ヲ受ケタルモノハ此限ニ在ラス
許可ヲ得ヌシテ鑛物(石油)ヲ採取
シ山林ヲ伐採シ狩獵ヲ為シ又ハ土地
ヲ占有シタルモノハ五百四以下ノ罰
金ニ處シ情状ニ依リテハ之ヲ本島
外ニ退去セシム
退去命令ヲ實行スル為又所轄官
憲ハ總テノ強制力ヲ使用スルコト
ヲ得
明治三十八年八月廿九日 樺太軍司令官

軍令第陸号

官命ニ依リ又ハ官ノ許可ヲ受ケ

タル者ノ外本島産ノ物(石油ヲ)
 林産物、野鳥(其ノ中ニ)
 (其ノ中ニ)海獣、家禽(其ノ中ニ)家畜
 及獸皮ヲ本島外ニ移出スルコトヲ禁ス
 犯シタル者ハ五百圓以内ノ罰金ニ處
 シ情状ニ依リテハ之ヲ本島外ニ退去
 セシム
 退去命令ヲ實行スル為メ所轄官
 憲ハ總テノ強制力ヲ使用スルコトヲ
 得
 明治三十八年八月廿八日 樺太軍司令官

軍令第六号
 帝國臣民ノ渡航者ニシテ民政施行
 地域 アレキヤンドル、ルイコフ及其ノ附
 近ニ於テ家畜ヲ屠殺セントスル者ハ
 所轄官憲ノ許可ヲ受クヘシ犯シ
 タル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處シ情
 状ニ依リテハ本島外ニ退去セシム
 明治三十八年八月廿八日 樺太軍司令官

軍令第七号
 民政長官ハ樺太軍司令官所在地
 ヲ距ルコト遠隔ナル民政地域内ニ駐
 在スル場合ニ於テ必要ト認ムルト
 キハ軍令ニ牒觸セサルヲ範圍内ニ於
 テ署令ヲ發シ五十圓以下ノ罰金
 若ハ三十圓以内ノ禁錮ノ罰則ヲ
 附スルコトヲ得
 明治三十八年八月廿八日 樺太軍司令官

トヲ得
 明治三十八年八月廿八日 樺太軍司令官

軍令第九号
 民政ニ関スル軍令ハ民政署官報ニ
 登載シ且ツ之ヲ必要ノ場所ニ掲示
 スルヲ以テ公布式トス
 署令及支署令ハ支署官報ニ登
 載シ且ツ之ヲ必要ノ場所ニ掲示
 スルヲ以テ公布式トス
 民政ニ関スル軍令ハ別ニ施行ノ期
 日ヲ定メタルモノヲ除ク外樺太軍
 司令官所在地ニ於テハ公布ノ翌日
 ヲリ其他ハ民政署官報到達及
 掲示ノ翌日ヨリ之ヲ施行ス
 署令及支署令ハ別ニ施行ノ期日
 ヲ定メタルモノヲ除ク外支署所在地
 ニ於テハ公布ノ翌日ヨリ其他ハ支
 署官報到達及掲示ノ翌日ヨリ之
 ヲ施行ス
 明治三十八年八月廿八日 樺太軍司令官

定價部金拾錢

明治三十八年八月廿八日 樺太軍司令官

通高局

件

才考

お砂陣方様方及政署コルサヲ支署ヨリ土地任用
規貼帖之管事ヲ取停規貼公布ルル不存由考考
コト官報ニ部進達致テ和具

明治三十八年九月三日

副欽率 鈴木陽之助

外務省官給田捨已敷

陸軍

7-0142

0012

樺太民政署元廿三日支署台報第壹號

明治三十八年九月三日 樺太民政署
樺太民政署元廿三日支署台報第壹號

支署台報第壹號

支署台報第壹號

土地使用規則及通則

明治三十八年九月三日

樺太民政署元廿三日支署台報第壹號

支署台報第壹號

土地使用規則

第一條 土地之使用ハ此規則ニ依リテ爲ス

凡ハ各機關ノ具シタル權限ニ依リテ

支署長ニ申請許可ヲ受ケル

附則

第二條 土地ノ使用ハ別段ノ規定

ナラバ此ノ外ハ此ノ規則ニ依リテ

之ニ依リテ爲ス

第三條

第四條 土地ノ使用ハ別段ノ規定

ナラバ此ノ外ハ此ノ規則ニ依リテ

之ニ依リテ爲ス

第五條 土地ノ使用ハ別段ノ規定

ナラバ此ノ外ハ此ノ規則ニ依リテ

之ニ依リテ爲ス

第六條 土地ノ使用ハ別段ノ規定

ナラバ此ノ外ハ此ノ規則ニ依リテ

之ニ依リテ爲ス

一 使用ノ目的

二 使用ノ區劃數及其各區劃

三 使用ノ者ノ資格及住所ノ制限

四 土地ノ使用ノ特許ノ手續

五 土地ノ使用ノ特許ノ取消

六 土地ノ使用ノ特許ノ更新

七 土地ノ使用ノ特許ノ移轉

八 土地ノ使用ノ特許ノ消滅

九 土地ノ使用ノ特許ノ其他ノ事項

十 土地ノ使用ノ特許ノ其他ノ事項

前納スルモノハ一月、二月、十月

ノ各月ハ土地ノ使用ノ特許ノ

第七條官ニ於テ必要ナル

事ハ何時モ土地ノ使用ノ特許

ヲ取消スルモノニ此ノ場合

於テ官ニ之ニ賠償ノ責任ヲ負

スルモノニ此ノ場合

於テ官ニ之ニ賠償ノ責任ヲ負

スルモノニ此ノ場合

於テ官ニ之ニ賠償ノ責任ヲ負

スルモノニ此ノ場合

於テ官ニ之ニ賠償ノ責任ヲ負

スルモノニ此ノ場合

於テ官ニ之ニ賠償ノ責任ヲ負

スルモノニ此ノ場合

於テ官ニ之ニ賠償ノ責任ヲ負

スルモノニ此ノ場合

於テ官ニ之ニ賠償ノ責任ヲ負

スルモノニ此ノ場合

於テ官ニ之ニ賠償ノ責任ヲ負

スルモノニ此ノ場合

於テ官ニ之ニ賠償ノ責任ヲ負

スルモノニ此ノ場合



ノル者日十口以内ニ建築事
 二層以上者ハ指定ノ期限内
 建築事ヲ落成セシメテ其
 許ノ期ヲ失フ事ナク且其内
 休閑料ヲ納付セシ者亦同
 第三條 許可区域ノ外ニ受テ
 者ハ其ノ以內ニ地上ノ物件ヲ除
 去スル特許ノ期ヲ失フ事者
 亦同
 第四條 許可区域ノ外ニ受テ
 又ハ特許ノ期ヲ失フ事既例ノ
 使用料ハ還附セズ
 第五條 土地使用ノ特許ハ他

人。漢字ハ會同ノ下
 第六條 第八條ニ違フこと
 ハ使用ノ特許ヲ在滿ノ且
 原形ニ復シテ十日以内ニ償
 還セシメテ其ノ支那長ニ於テ償
 還スル者ハ其ノ後償還
 料ニ其ノ費用ハ之ノ概算者
 ノ概算
 第七條 將來若シテ其ノ東
 北ニ他諸規則ノ適用ニ違
 事ハ其ノ下ニ

(別紙)
 (書式) (別紙)
 土地使用額
 一 使用ノ目的 營業ニ屬スル
 二 營業ノ種類
 三 使用ノ區劃敷及手続
 四 建築ノ種類
 五 建築ノ面積
 六 建築ノ高さ
 七 建築ノ位置
 八 建築ノ時期
 九 建築ノ費用
 十 建築ノ利益
 十一 建築ノ責任
 十二 建築ノ保証
 十三 建築ノ賠償
 十四 建築ノ其他

第八條 第九條ニ違フこと
 ハ使用ノ特許ヲ在滿ノ且
 原形ニ復シテ十日以内ニ償
 還セシメテ其ノ支那長ニ於テ償
 還スル者ハ其ノ後償還
 料ニ其ノ費用ハ之ノ概算者
 ノ概算
 第九條 將來若シテ其ノ東
 北ニ他諸規則ノ適用ニ違
 事ハ其ノ下ニ

營業規則

第一條 營業者ハ為シテモ別

條、規則ニ依ルニキモ、外本則ニ

依リ支署長ノ親出許可ヲ受

ル

第二條 營業額凡ク多量ノ

具シ別依書式ニ依ルニ

一 營業ノ種類

二 營業ノ場所

三 營業者ノ原籍地、居住所

身元氏名、生年月日

四 營業主理人、職名

官於テ必要ト認め得合ハ

營業上ノ用光建送知帳計

書ヲ帳元ニ下ルニ

第三條 營業者ノ許辦別ニ定ムル

規則ニ依ル

第四條 營業者ハ營業ノ種類

及營業主氏名ヲ記シ免標札ヲ

掲出スル

第五條 營業者ハ他人ノ店又ハ

店ニ免標札ヲ以テ支署長ニ

届出スル

第六條 場合ニ其ノ原籍地、氏名

生年月日ヲ届書ニ記載スル

ル

第七條 官於テ必要ト認め得合ハ

營業ノ種類、價格、指票ノ式

營業ノ種類、毎ノ額金、營業主

ノ原籍地、居住所、他見易者

所掲出スルニ依ル

第八條 營業許可ノ日ヨリ三ヶ月以

内ニ營業者ハ開始セシムル許

可ノ効力失フ

第九條 公安ヲ為シ必要ト認め得

ルハ營業者ノ停止ヲ命ジ又或

可ク取消スルニ

第十條 許可ヲ受テテモ營業

者ハ免標札ヲ掲出スルニ依

武務園ニ下ル別金又ナキ以

下ノ拘留ニ付ス

(別紙)

(書式) (別紙) (別紙)

何々營業額

一 營業者ノ種類 何々

二 營業者ノ場所

三 營業主ノ職名

大營業者及支店間與得可相續

者親出ノ件可相成去上ニ依

テ、規則ニ依ル及件可相成

先條件、取、出、書、主、理、人

年、月、日

支署告示

轉次民政署ニ付テ支署長

尾崎勇次郎

原籍地 () 居住所 () 氏名 () 生年月日

支署長ニ付テ一併
土地使前料額花ノ週
明治三十八年九月
轉次民政署ニ付テ支署長
尾崎勇次郎

- 一 壹等土地 壹坪以下月 金貳圓
 - 一 貳等土地 同 金壹圓
 - 一 參等土地 同 金壹圓
 - 一 四等土地 同 金壹圓
- 土地使前料額花ノ週
明治三十八年九月
轉次民政署ニ付テ支署長
尾崎勇次郎

定價金拾圓

四

樺太民政署元々ノ支署官報第百五號

明治三十八年九月 樺太民政署 支署官報

支署令第一號

支署令第一號

土地使用規則ニ通相定ム

明治三十八年九月五日

樺太民政署元々ノ支署長

事務官 尾崎勇次郎

土地使用規則

第一條 土地ノ使用ハ此ノ規則ニ依リ

テ各機關ノ別紙書式ニ依

リ支署長ニ願ヒ許可ヲ受ク

一 使用ノ目的

二 使用ノ區劃數及其番號

三 使用者ノ渡航前、住所、原籍

地籍、實身、氏名、年齢

第四條 土地使用ノ特許ハ此ノ區

域ハ別ニ告示ス

第五條 使用ノ特許スル土地ハ住

宅店舗、社寺、佛堂、學校、其

他公共ノ用ニ供スル建築物並ニ

其ノ附屬地トシテ是等ノルモノ

・限

第四條 土地ノ使用ハ別紙ノ規定

アルモノヲ除キ、外ハ一區劃以上

トシテ區劃ヲ分割シテ使用スル

コトヲ許サズ

第五條 土地使用ノ別紙規定

ニ依リ、社寺、佛堂、學校、其

他公共ノ用ニ供スル建築物、其

ノ附屬地ニ必要ナル土地ノ使用

料ヲ免テス

第六條 土地使用ノ特許ハ第三

箇月分ヲ前納シ、爾後其ノ期

限ノ終止ニ後、三箇月分ヲ

前納スルモノハ一月、二月、三月

ノ三ヶ月ハ土地使用料ノ別紙ノ

第七條 官ニ於テ必要ト認ムル

キ、何時ニテモ土地使用ノ特許

ヲ取消スルコト能ハルニ此ノ場合ニ

於テ官ハ之ニ賠償ノ責任ヲ負

ス、然レ、結果其他ニ因リ土地

使用ノ特許消滅シ見地合

ニ於テモ亦同シ

第八條 土地ノ現形ハ特許ヲ

得ルルモノトシ、之ヲ變更スル

得ズ

第九條 土地使用ノ特許ノ事

一、凡者三十四以内之建築等
 二、凡者七六若指定ノ期限内
 三、建築等ノ落成ニ付テハ特
 許ノ効力失フモノトス定期内ニ
 使用料ヲ納付セザル者亦同シ
 第四條 特許取消ノ効力受テ
 者三十日以内ニ地上ノ物件ヲ除
 去スル特許ノ効力失ヒタル者
 亦同シ
 第五條 特許取消ノ効力受テ
 者又ハ特許ノ効力失フニ既納ノ
 使用料ノ還附セズ
 第六條 土地使用者ノ特許ニ他

人ノ請求又ハ會社ノ請求
 第七條 第八條ノ規定ニ基
 キ使用ノ特許ヲ取消シ且テ
 原形ニ復セルハ十日以内ニ復
 舊セザルハ支署長ニ於テ復
 舊スル者ニ付テハ復舊
 レタ其ノ費用ハ之ヲ民衆者
 ノ徴收ス
 第八條 特許取消ノ効力受テ
 者其ノ他諸規則ニ依リテ適
 用スルモノトス

(別紙)
 (書式) (別紙別紙)
 土地使用者
 一、使用ノ目的 營業ニ屬スル
 二、營業ノ種類等
 三、使用ノ區劃敷地等志流
 四、凡者三十四以内ノ建築等
 五、使用ノ特許相成ルニ付テハ
 特許相成ル以上六條ノ規則命
 令及特許ニ附セザル條件ヲ
 廢止相許可申張也
 年月日
 住居(法前住所)記述

原簿地
 身公積金
 氏名 〇
 生年月日
 横太民政署ニ付テハ支署長
 事務官尾崎勇次郎殿
 支署令第三號
 支署長特規則ニ依リテ適
 用スルモノトス
 明治三十八年九月五日
 横太民政署長
 事務官尾崎勇次郎

營業者之種類

一、營業者之種類
 一、營業者之種類
 二、營業者之種類
 三、營業者之種類
 四、營業者之種類
 五、營業者之種類
 六、營業者之種類
 七、營業者之種類
 八、營業者之種類
 九、營業者之種類
 十、營業者之種類

營業上之用途

一、營業上之用途
 二、營業上之用途
 三、營業上之用途
 四、營業上之用途
 五、營業上之用途
 六、營業上之用途
 七、營業上之用途
 八、營業上之用途
 九、營業上之用途
 十、營業上之用途

一、營業者之種類
 二、營業者之種類
 三、營業者之種類
 四、營業者之種類
 五、營業者之種類
 六、營業者之種類
 七、營業者之種類
 八、營業者之種類
 九、營業者之種類
 十、營業者之種類

一、營業者之種類
 二、營業者之種類
 三、營業者之種類
 四、營業者之種類
 五、營業者之種類
 六、營業者之種類
 七、營業者之種類
 八、營業者之種類
 九、營業者之種類
 十、營業者之種類

一、營業者之種類
 二、營業者之種類
 三、營業者之種類
 四、營業者之種類
 五、營業者之種類
 六、營業者之種類
 七、營業者之種類
 八、營業者之種類
 九、營業者之種類
 十、營業者之種類

一、營業者之種類
 二、營業者之種類
 三、營業者之種類
 四、營業者之種類
 五、營業者之種類
 六、營業者之種類
 七、營業者之種類
 八、營業者之種類
 九、營業者之種類
 十、營業者之種類



<p>原籍地：(一) 居住所(二) 職名(三) 身分 氏名：(四) 生年月日</p> <p>樺太民政署支庁支署長 事務官 尾崎勇次郎</p>	<p>支署警備隊一隊 土地使前料額定ノ週定ノラシヨリ 明治三十八年九月二日 樺太民政署支庁支署長 事務官 尾崎勇次郎</p>
<p>一 賃耕地 金貳拾月 二 蔵耕地 同 金壹拾 三 倉耕地 同 金壹拾 四 耕地 同 金壹拾</p> <p>土地使前料額定ノ週定ノラシヨリ 明治三十八年九月二日 樺太民政署支庁支署長 事務官 尾崎勇次郎</p>	<p>定價金拾壹</p>

7-0142

0020

明治三十八年九月廿日

陸軍省



中四條

一三二九五

抄紙陸軍省大員政署コルサエフ文署了官業免許
料額、樺太島漢業後規則ニ基テ漢業特許證綴取
付證ニ裏書スヘキニ得書、懸解、録漢業特許入札規
程ノ大要告示アリタリ、以下傳テ参考ニテ官報ニ部
進達ニ及候 宣旨

明治三十八年九月六日

副領事 鈴木陽之助



西高馬

外務省官 珍田 樞 巳 殿

陸

軍

7-0142

0021

樺太民政署告示第七号 支署官報第貳號

明治二十八年九月四日

樺太民政署長 尾崎勇次郎

支署告示第三號

營業免許料額左通定之
明治二十八年九月四日

樺太民政署長 尾崎勇次郎

一 物部御費業	金拾圓
一 倉庫業	金拾圓
一 運送業	金拾圓
一 旅人宿業	金五圓

一 合銭貸付業	金五圓
一 料理屋業	金五圓
一 藝妓業	金五圓
一 請負業	金五圓
一 物部小賣業	金五圓
一 製造業	金五圓
一 印刷業	金五圓
一 馬具業	金五圓
一 飲食店業	金五圓
一 雇入口業	金五圓
一 裁縫業	金五圓
一 湯屋業	金五圓

一 遊藝業 金拾圓

一 遊藝師 金拾圓

一 遊藝師 金拾圓

一 遊藝師 金拾圓

一 遊藝師 金拾圓

一 遊藝師 金拾圓

一 免許料許可除徴収

支署告示第貳號

明治二十八年九月四日

樺太民政署長 尾崎勇次郎

支署告示第四號

樺太南部病院 本月五日

明治二十八年九月四日

樺太民政署長 尾崎勇次郎

支署告示第貳號

樺太民政署民政長官殿

○陸軍部陸軍省特許入札規程大要

一 入札の場所
二 入札の期日
三 入札の資格

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

一 入札の資格
二 入札の期日
三 入札の場所

新聞紙

樺太民政署民政長官 殿

鮭鱒鯨漁業特許入札規程大要
入札場所 コルゴラトス

入札日及入札付金
五月二十五日午後二時

朝日新聞 時事 外
朝日新聞 毎日 海夕イ
北新 意心也 留日也 留日也

現金
日十口以内之ヲ

本署 漁業特許 入札 規程 大要
本署 漁業特許 入札 規程 大要
本署 漁業特許 入札 規程 大要

本署 漁業特許 入札 規程 大要
本署 漁業特許 入札 規程 大要

代理人ト出頭セシムル場合ニハ
漁業額及漁業料納付金
全ナル委任ヲ為シ置ク

樺太民政署告示 支署官報第貳號

明治二十九年九月四日



支署告示第貳號

營業免許料額及適是等

明治二十九年九月四日

樺太民政署告示支署長

事務官尾崎勇次郎

一 物不御書業	金拾圓
一 倉庫業	金拾圓
一 運送業	金拾圓
一 旅人宿業	金五圓

一 合飲飲甘業	金五圓
一 料理屋業	金五圓
一 藝妓業	金五圓
一 物不賣業	金五圓
一 印刷業	金五圓
一 寫真業	金五圓
一 飲食店業	金五圓
一 雇人入業	金五圓
一 裁縫業	金五圓
一 湯屋業	金五圓

支署

一 遊藝業

一 遊藝師区

一 遊藝師区

一 遊藝師区

一 遊藝師区

一 遊藝師区

一 遊藝師区

一 遊藝師区

一 遊藝師区

免許料許可除徴収

又

支署告示第貳號
樺太民政署告示支署長

明治二十九年九月四日

事務官尾崎勇次郎

事務官尾崎勇次郎

支署告示第貳號

樺太南都遊院 九月四日

開始

明治二十九年九月四日

樺太民政署告示支署長

事務官尾崎勇次郎

漁業

漁業特許証の範圍。基中
 漁業特許証の範圍。漁業特許
 證。其言ハ中心河川漁業
 特許。新ハ其言及懸鮭
 漁業特許人ハ規則ハ大
 要ハ過リ是ヲノリ

漁業特許証
 原籍
 住所
 一 漁場
 一 漁種
 一 漁具
 一 漁法
 一 漁船
 一 漁具
 一 漁法
 一 漁船
 一 漁具
 一 漁法
 一 漁船

漁業特許証の範圍ハ海
 陸 漁業特許証ハ海陸ハ無
 左ノ旨ヲ遵守スルコト
 一 漁業用住宅其他漁業ニ要スル建築及工
 作用漁船漁具用ノ爲メ山林ヲ伐採スルコト
 但シ海面ヨリ展望シ得ル場所及展望區
 域ハ十八町以上ハ限ラズ
 前項ニ依リ伐採シ得ル区域内ト雖官ハ
 伐採禁止又伐採區域若シ樹木ヲ指定
 スルコトハレ
 一 住宅其他漁業ニ要スル建築及工作用敷地
 漁船漁具置場網干場海産干場及漁業
 園ニ要スル海産土地ヲ使用スルコト
 前項土地ノ面積官ニ於テ指定スルコトハレ
 一 漁業用材料特許証交付ノ際其ノ半
 額ヲ納付スル事類ハ明治 年五月二十
 一日ニテ之ヲ納付スルコトニモ之ヲ納期内

一 次 漁業特許証の納付金ナルトテ特許ノ效ヲ
 失フモノトス
 一 次 漁業特許証の納付金ナルトテ特許ノ效ヲ
 失フモノトス
 一 次 漁業特許証の納付金ナルトテ特許ノ效ヲ
 失フモノトス

7-0142

0020

株式買取手続書

○ 株式買取手続書に付るべき事項

買入札、場外取引の取扱い

買入札の引当、手続は、但し十月

ルレ

買入札日及入札、付入の相場場ハ

民政府官報に於て、告示スル、外入札

期、十月十日以前、國民新聞、東京朝

日新聞、時事新報、中外商業新報、東

京、新聞、中央新聞、馬朝報、大阪

朝日新聞、大阪毎日、新聞、立派、クイ

ス、小樽新聞、函館新聞、新聞、河

北、新報、山形、山形、山形、山形、山形

日銀書記長、及、東京、

買入札、未入札、ハ、株式買取手

続書、出願、シ、之、為、ハ、

代、買入、出願、シ、之、為、ハ、

買入札、未入札、ハ、株式買取手

続書、出願、シ、之、為、ハ、

買入札、未入札、ハ、株式買取手

続書、出願、シ、之、為、ハ、

買入札、未入札、ハ、株式買取手

続書、出願、シ、之、為、ハ、

買入札、未入札、ハ、株式買取手

続書、出願、シ、之、為、ハ、

買入札、未入札、ハ、株式買取手

続書、出願、シ、之、為、ハ、

参

本類、額、百、五十、四、百、

買入札者、保証金、除、外、入札、日

、十日以内、之、引、還、付、ス

買入札者、入札保証金、ハ、之、引、還、

付、料、充、分、國、債、証、書、及、國、庫、債、券、

ヲ、以、テ、保、証、金、ト、シ、テ、引、上、ル、ト、ス、其、價、額、

ハ、公、定、相、場、依、ル、落、レ、本、年、納、付、ス

ハ、引、還、料、超、過、ス、ル、ト、ス、其、引、還、

過、額、ヲ、還、付、ス

買入札者、其、權利、ヲ、抛、棄、シ、タ

ル、ト、ス、ハ、保、証、金、ヲ、没、收、ス、本、年、納、付、

ス、ハ、引、還、料、納、付、セ、ザ、ル、ト、ス、亦、引、上、

ル、買入札者、確定、シ、タ、ル、ト、ス、引、上、

買取手続書、差出、シ、本、年、納、付、ス

ハ、引、還、料、納、付、シ、共、特、許、証、

文、付、ス、レ

定、買、金、金、額

明治十八年九月八日

陸軍省

陸軍

3

才五號

一三二九六

おはせ、陸軍省、馬車管業、兩條規則、澳場視察
者取歸規則、等、告示、あり、タル、以、テ、中、考、考、マ、テ、官
報、二、部、進、達、ニ、及、候、相、具、

明治十八年九月八日

副領事 鈴木陽之助

鈴木

通高馬

外務次官 珍田捨巳殿

陸軍

陸軍

7-0142

0029

樺太民政署第三十三号 支署官報 参號
 明治三十八年九月六日
 樺太民政署第三十三号 支署官報

支署令 第三號

内地旅行規則左、通相定ム
 明治三十八年九月六日
 樺太民政署第三十三号 支署官報

事務官 尾崎勇次郎

一 内地旅行規則
 一 内地旅行セントスルモノハ特別規
 則ニ依ルキ場合、外本則ニ依リ
 支署長ニ願出テ許可ヲ受ケルニ
 二 旅行願書ハ左ノ各項ヲ具スニ
 一 旅行ノ目的

二 旅行ノ地域
 三 旅行ノ回数
 四 出張者ノ原籍、居住地、身分
 職業、氏名等
 五 従者又ハ同行者ノ員數、原籍地、
 居住地、身分、職業、氏名等
 六 旅行ノ許可スル者ハ本年八月陸軍
 省告示第六六號ニ依リ渡航シテ
 者ニ限ル
 七 旅行ノ許可ヲ受ケル者ハ旅行請
 可書ニ記載シタル旅行心得ヲ遵
 守スル
 八 旅行ノ許可ヲ受ケル者ハ別紙様式ニ
 依リ請書ヲ提出スル
 九 本則ニ違背シタル者ハ貳拾圓以下

罰金又ハ十元以下ノ拘留ニ處ス
 (別紙)
 (様式)

請書

一 今般何々ノ目的ヲ以テ何地方旅
 行御許可相成候就テハ支署
 令第三號 旅行規則ハ勿論旅
 行者心得ヲ遵フ不都合行爲
 決シテ致間敷此段御請仕宜也

支署長 宛

年 月 日 氏 名 (印)

支署令 第四號

馬車營業取締規則左、通相定ム
 明治三十八年九月六日
 樺太民政署第三十三号 支署官報

事務官 尾崎勇次郎

馬車營業取締規則

第一條 馬車營業ヲ爲サントスル者ハ左ノ各辨
 一 與シ支署長ニ願出テ許可ヲ受ケル
 二 營業者ノ原籍地、居住地、身分、氏名、
 生年月日
 三 馬車ノ種類
 三 營業場所
 第二條 前條ノ許可ヲ受ケタル者ハ車体ノ
 検査ヲ受ケ其検査證ヲ車体ノ前
 面見易キ所ニ釘付スル
 第三條 療業シタル者ハ五日以内ニ届出テ
 検査證ヲ返納スル
 第四條 營業者ノ名義、何名ノ間ハス實

是より免額貸付以外、諸般の事務を
 第一事務官が之を監督し、各事務官が之を
 一司の事務を司す。飼育、衛生、
 消毒、防疫、汚物、糞尿、
 掃除、清掃、橋上、坂路、交通、
 賑濟、賑災、等、
 四、馬力、石、土、石、石、
 五、馬力、石、土、石、石、
 第六條 許可を得て、
 二條、第三條、第四條、
 〇名者、八、其、拾、圓、以下、
 〇名者、八、其、拾、圓、以下、

乗

第一事務官の院。診察料、
 〇名者、八、其、拾、圓、以下、
 〇名者、八、其、拾、圓、以下、

診料、
 〇名者、八、其、拾、圓、以下、
 〇名者、八、其、拾、圓、以下、
 〇名者、八、其、拾、圓、以下、
 〇名者、八、其、拾、圓、以下、
 〇名者、八、其、拾、圓、以下、

一 手術料	〇名者、八、其、拾、圓、以下
一 産科手術料	〇名者、八、其、拾、圓、以下
一 検診料	〇名者、八、其、拾、圓、以下
一 検診料	〇名者、八、其、拾、圓、以下
一 屍体検察料	〇名者、八、其、拾、圓、以下
一 屍体検察料	〇名者、八、其、拾、圓、以下
一 入院料	〇名者、八、其、拾、圓、以下
一 入院料	〇名者、八、其、拾、圓、以下
一 入院料	〇名者、八、其、拾、圓、以下

定額金拾錢

7-0142

0031

變民改署官署官署第一條 附錄

明治三十八年九月七日 水曜

署

署令第一號

漁場視察者取締規則左ノ
遵照是

明治三十八年九月六日

神火氏改署
民政長官熊谷喜一郎

漁場視察者取締規則

第一條 司ルルコトハ...
第二條 司ルルコトハ...
第三條 司ルルコトハ...
第四條 司ルルコトハ...
第五條 司ルルコトハ...

第一條 漁場視察者取締規則第一條第一號ハ...
第二條 漁場視察者取締規則第一條第二號ハ...
第三條 漁場視察者取締規則第一條第三號ハ...
第四條 漁場視察者取締規則第一條第四號ハ...
第五條 漁場視察者取締規則第一條第五號ハ...

別紙 (舊式)

御受書

私印 (私共)

第一條 漁場視察者取締規則...
第二條 漁場視察者取締規則...
第三條 漁場視察者取締規則...
第四條 漁場視察者取締規則...
第五條 漁場視察者取締規則...

長官宛

年 月 日 姓 名

司ルルコトハ...
第一條...
第二條...
第三條...
第四條...
第五條...

樺太民政署告示ノ支署官報第參號

明治三十八年九月六日

樺太民政署

支署令

支署令第五號

内地旅行規則左ノ通り相定ム

明治三十八年九月六日

樺太民政署長 事務官尾崎勇次郎

一 内地ノ旅行セントスルモハ特別規
定ニ依ルハキ場合ノ外本則ニ依リ
支署長ニ願出テ許可ヲ受ケル
ニ旅行願書ハ左ノ各項ヲ具スル
一 旅行ノ目的

二 旅行ノ地域
三 旅行ノ日程
四 出張者ノ原籍ノ居住地ノ身全
職業ノ氏名等
五 從者又ハ同行者ノ員數ノ原籍地
居住地身全職業氏名等
六 旅行ノ許可スル者ハ本年八月陸軍
省告示第六六號ニ依リ渡航シテ
者ノ限ル
七 旅行ノ許可ヲ受ケル者ハ旅行許
可書ニ記載シタル旅行者心得ヲ遵
守スル
八 旅行ノ許可ヲ受ケル者ハ別紙様式ニ
依リ請書ヲ提出スル
九 本則ニ違背シタル者ハ賦給圖以下



別紙 (様式)

請書

一 今般何々ノ目的ヲ以テ何地方旅
行御許可相成候就テ支署
令第三號旅行規則ニ論
行者心得ヲ導キ不都合行爲
決シテ致間敷此段御請仕
年 月 日 氏 名 (印)

支署長宛

支署令第四號

馬車營業取締規則左ノ通り相定ム
明治三十八年九月六日

樺太民政署長 事務官尾崎勇次郎

馬車營業取締規則

第一條 馬車營業ヲ爲サントスル者ハ左ノ各辦
ヲ具シ支署長ニ願出テ許可ヲ受ケル
一 營業者ノ原籍地居住地身全氏名
生年月日
二 馬車ノ種類
三 營業場所
第二條 前條ノ許可ヲ受ケタル者ハ車体ノ
検査ヲ受ケ其検査證書ヲ車体ノ前
面見易キ所ニ釘付ス
第三條 検査シタル者ハ五日以内ニ届出テ
検査證書ヲ返納ス
第四條 營業者ノ名義ノ何名ヲ問ハズ官

一 應ニ免額貸銀以外ノ請求スル者得
 一 係管業者ノ充ノ各邦ノ嚴守ハシ
 一 馬車ト適當ノ飼育スルコト
 一 馬車ヲ漫リニ疾驅シ且ツ殘虐ニ使用
 一 街角橋上坂路交通頻繁ノ場所ハ
 徐行スルコト
 一 馬力ニ耐ハサル荷物ヲ積載スルコト
 一 馬車ニ相當ノ厩舎ニ收容スルコト
 一 第六條許可ヲ得スレバ營業ヲ爲シ名者第
 一 條第三條第四條及第五條ニ違背シ
 一 名者ハ貳拾圓以下ノ罰金又ハ十日以下
 一 拘留ニ處ス

彙報

一 釋東南部病院。診察料及藥
 價等座ノ通り定メテリ
 一 診察料 外來患者當分無料トス

一 後診料 昼間金拾錢夜間金壹圓
 但レ往診ハ當分向近距離ニ限ル
 一 水藥 一日分金貳拾錢以上
 一 散藥 一日分金貳拾錢以上
 一 丸藥 一日分金貳拾錢以上
 一 頭取藥 一回量金拾錢以上
 一 外用劑 一回分金五錢以上
 一 吸入料 一回金貳拾錢以上
 一 院腸料 一回金貳拾錢以上
 一 點眼料 一回金八錢以上
 一 注射料 一回金壹拾錢以上
 一 法料 一回金貳拾錢以上
 一 洗耳料 一回金拾錢以上
 一 拔牙料 一回金拾錢以上
 一 齒料 一回金拾錢以上

一 手術料 金拾圓以上
 一 產科手術料 金拾圓以上
 一 休檢査料 金五錢以上
 一 診斷書料 金壹圓
 但レ刑事・關スル者及陸海軍・關スル者ハ金五圓以上トシテ往診ノ際規程ノ往診料ヲ徵收ス
 一 屍體檢査料 金壹圓
 但レ往診ノ要スル場合規程ノ往診料ヲ徵收ス
 一 屍體檢査書料 金壹圓
 一 死産證書料 金壹圓
 一 處方箋料 金五拾錢
 一 入院料 一日金貳圓五拾錢
 但レ手術ノ要スル場合規程ノ手術料ヲ徵收ス

定價金拾錢

樺太民政署第三十五番官報附錄

明治三十八年九月六日

署令第一號

漁場視察者取締規則左ノ

明治三十八年九月六日

樺太民政署 氏政長官熊谷喜一郎

漁場視察者取締規則

皇條司... 漁場視察者取締規則... 凡其附近以外、漁場、視察... 居住地、氏名、年令、記載、氏姓者...

漁場視察者取締規則... 凡其附近以外、漁場、視察... 居住地、氏名、年令、記載、氏姓者...

皇條司... 漁場視察者取締規則... 凡其附近以外、漁場、視察... 居住地、氏名、年令、記載、氏姓者...

皇條司... 漁場視察者取締規則... 凡其附近以外、漁場、視察... 居住地、氏名、年令、記載、氏姓者...

皇條司... 漁場視察者取締規則... 凡其附近以外、漁場、視察... 居住地、氏名、年令、記載、氏姓者...

皇條司... 漁場視察者取締規則... 凡其附近以外、漁場、視察... 居住地、氏名、年令、記載、氏姓者...

皇條司... 漁場視察者取締規則... 凡其附近以外、漁場、視察... 居住地、氏名、年令、記載、氏姓者...

皇條司... 漁場視察者取締規則... 凡其附近以外、漁場、視察... 居住地、氏名、年令、記載、氏姓者...

御受書 (書式)

御受書

私印 (私共)

漁場視察者取締規則... 凡其附近以外、漁場、視察... 居住地、氏名、年令、記載、氏姓者...

年 月 日 姓 名

長官 宛

凡其附近以外、漁場、視察... 居住地、氏名、年令、記載、氏姓者...

明治二十八年九月廿日

陸軍省

第一三二九七號

才六號

おん陸軍大臣構右軍司令官より軍令(才十一号より才十四号に至る)發布アリタムヲ以テ所考考了構右
民政署官報才二部二部送達ニ及ル 其具
明治二十八年九月十日

副領事 鈴木陽之助

外務省官報珍田探已殿

通

通号 今回ノ官報才二部ハ有月廿六日付ノ
内送付時中ノ民政本署より發布セシ官報
ノ次号ノ中系知事ノ度中休中ノ係也

陸軍

7-0142

0036

樺太民政官報第貳號

明治二十八年九月九日

樺太民政官

軍令

軍令第拾壹號

第一條 海獸の獵獲に依りて得ルシテ鯨・鯨及鯨ノ漁業ノ為ニシテ者ハ各圖以下罰金一圓ヨリ其ノ漁獵具船舶及獵獲物ヲ没収シテ依リテ之ヲ本場外ニ退去セシム

許可ノ受ケタル漁場以外ニ於テ鯨・鯨及鯨ノ漁業ノ為ニシテ者ハ各圖以下罰金一圓ヨリ其ノ漁獵具船舶及獵獲物ヲ没収シテ依リテ之ヲ本場外ニ退去セシム

第三條 樺太嶋漁業假規則

第四條 退去命令ノ實行スルニ當リ官憲ノ總テノ強制力ヲ使用スルコトヲ得

明治二十八年九月九日
樺太軍司令官

軍令第拾貳號

樺太嶋漁業假規則ニ依リ鯨・鯨及鯨ノ漁業ヲ許シタル場所及其附近ニ民政ヲ布ク
樺太南部・於テ前項以外區域ニ民政ヲ布クコトヲ要スルトハ民政長官ハ南緯守備隊司令官

第七條 前項ノ規定ニ依リテ違背シタル者ハ各圖以下罰金一圓ヨリ其ノ犯罪ノ用ニ供スルモノ之ニ依リテ没収タル物ヲ没収シテ依リテ之ヲ本場外ニ退去セシム

第三條 繼札ノ受ケタル者ハ採取業ヲ爲シタル者ハ鯨以外ノ漁業ヲ爲シタル者ハ各圖以下罰金一圓ヨリ其ノ漁獵具船舶及漁獲物ヲ没収シテ依リテ之ヲ本場外ニ退去セシム

官ト快談シテ之ヲ是ノ民政長官ニテ告示スルハ
民政施行ニ就テ軍令第貳號ヲ適用ス
明治二十八年九月九日
樺太軍司令官

軍令第拾參號
公安ヲ害シ風俗ヲ紊リ其他不穩ノ舉動アル者ハ當該官憲ニ於テ之ヲ本場外ニ退去セシムルコトヲ得
退去命令ノ實行スルニ當リ官憲ノ總テノ強制力ヲ使用スルコトヲ得

樺太嶋漁業假規則ニ依リ鯨・鯨及鯨ノ漁業ヲ許シタル場所及其附近ニ民政ヲ布ク
樺太南部・於テ前項以外區域ニ民政ヲ布クコトヲ要スルトハ民政長官ハ南緯守備隊司令官

ヲ得

明治二十八年九月九日

樺太軍司令官

軍令第四拾四號

民政長官ハ其ノ是ル所ニ命

令ヲ以テ物件没収ノ規定ヲ

設クルコトヲ得

明治二十八年九月九日

樺太軍司令官

光復金格紙

7-0142

0038

樺太民政署官報第貳號

明治二十八年九月九日

樺太民政署

軍令

軍令第拾壹號

第一條 漁業取締規則

一、得ルニテ鯨・鯨及鯨ノ漁業ヲ為シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處シ且ソ其ノ漁獲具船隻及漁獲物ヲ没収シテ情狀ニ依リテ之ヲ本場外ニ退去セシム

第二條 樺太嶺漁業取締規則

一、得ルニテ鯨・鯨及鯨ノ漁業ヲ為シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處シ且ソ其ノ漁獲具船隻及漁獲物ヲ没収シテ情狀ニ依リテ之ヲ本場外ニ退去セシム

樺太軍司令官

軍令第拾貳號

樺太嶺漁業取締規則ニ依リ鯨・鯨及鯨ノ漁業ヲ許可シタル場所及其附近ニ民政ヲ布ク

第七條 至第十條 規定ニ違背シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處シ且ソ其犯罪ノ用ニ供シ及之ニ依リテ没収タル物ヲ没収シテ情狀ニ依リテ之ヲ本場外ニ退去セシム

第三條 鐵札ノ受テハシテ農事採果業ヲ為シタル者ハ鯨・鯨及鯨以外ノ漁業ヲ為シタル者ハ各百圓以下ノ罰金ニ處シ且ソ其項具・漁船及漁獲物ヲ没収シテ情狀ニ依リテ之ヲ本場外ニ退去セシム

官ト快談シテ之ヲ是ノ民政長官ニテ告示スルニシ

民政施行・就テ軍令第貳號ヲ適用ス

樺太軍司令官

軍令第拾參號

公安ヲ害シ風俗ヲ紊リ其他不穩ノ舉動アル者ハ當該官憲ニ依リテ本場外ニ退去セシムルヲ得

夕得

明治二十八年九月九日

樺太軍司令官

軍令第拾四號

民政長官ハ其ノ是レ所ノ命

令ヲ以テ物件没収ノ規程ヲ

設クルコトヲ得

明治二十八年九月九日

樺太軍司令官

災債金格紙

百高

才七條

有修律之權古民政署ニルサコト文署より蘇妓並
痛屋、料理屋及飲食店、産婦女子園等件並
貸付敷及娼妓取締規則ヲ發布セリト云フ以テ
署官才四條ニ部律考考了送達及ハ其
明治三十八年九月十一日

勅事 鈴木陽之助

外務官 珍田捨巳 殿

陸軍

7-0142

0041

樺太民政署見習支署官報第四號

明治三十八年九月九日
樺太民政署見習支署官報

樺太民政

支署令第五號

支署令第五號

藝妓並宿屋料理屋及飲食店ノ雇婦女ニ關スル件左ノ
適相定ム

明治三十八年九月九日

樺太民政署見習支署長

事務官尾崎勇次郎

第一條 傳染性疾患アル婦女ハ藝妓業ヲ爲シ若ハ宿屋

料理屋及飲食店ノ雇人トナルコトヲ得ス

第二條 藝妓又前条ノ雇人ハ

支署長ニ於テ指定シタル医

師又ハ病院ニ就テ健康診

断ヲ受テ健康證書ヲ携帶

スル

第三條 傳染性ノ疾患アルモノト

診断セラレタル藝妓並宿屋料

理屋及飲食店ノ雇婦女ニ對

シテハ支署長ニ於テ特ニ場所

ヲ指定シテ治療ヲ命スル

アルレ此場合ニ於テハ支署長

ノ許可ヲ受クルニ非サレハ治療

ノ場所ヲ離ルコトヲ得ス

第四條 支署長ニ於テ必要ト認ム

ルハ宿屋料理屋及飲食店

ノ業者ニ對シテ雇婦女ノ解雇

ヲ命シ若ハ其人負テ制限ス

ルコトヲ得

第五條 第二條及第四條ノ命ニ從

ハズルニ違背シタル者ハ

罰金以下ノ罰金又ハ十日以

下ノ拘留ニ處ス

第六條 支署長ニ於テ必要ト認ム

ルハ本則ヲ準用シ一般婦女

ニ對シテ健康診断ヲ施行ス

ルコトヲ得

支署令第六號

貸座敷及娼妓取締規則左

通相定ム

明治三十八年八月九日

樺太民政署長

事務官尾崎勇次郎

貸座敷及娼妓取締規則

第一章 貸座敷

第一條 貸座敷營業主支署長

ニ於テ指定シタル地域内ニ非

ラザル之ヲ為スベシトシ得ス

第二條 貸座敷營業主ノ為シテ

トスル者ハ左ノ各條ノ事項ヲ
具シタル書面ヲ以テ支署長ニ

願出許可ヲ受クベシ

一 營業場所

二 營業主ノ原籍、居住所、身令

氏名、年齢

三 營業主從來ノ職業

四 營業用ニ供スル建物ノ間取

圖面

第五條 營業主ノ許可料、別ニ

告示ス

第六條 營業場所ニ營業主及

營業主、氏名ヲ記シタル標札

掲記スベシ

第五條 左ノ各條ノ事項ニ該當

スルトキ、五日以内ニ支署長ニ

届出スベシ

一 營業主ノ姓名

二 營業主ノ原籍、居住所、身令

氏名ニ異動ヲ生シタルトキ

三 貸座敷ニ娼妓ヲ同居セシメ

又ハ同居ノ娼妓ガ轉居失跡

若ハ死セタルトキ

四 貸座敷營業ニ從事セシムル

雇人ノ雇入又ハ之ヲ解雇シ

シタルトキ、但シ雇入ノ場合ハ

其原籍、氏名、年齢ヲ

角書ニ記載スベシ

第六條 營業主ハ支署長ノ認可

ヲ得テ娼妓招聘料金ヲ規

メ店頭見易トシ場所ニ掲出ス

ベシ

第七條 營業主ハ支署長ノ指定シ

タル様式ニ依リ遊客人名簿

ヲ製シ遊客人ノ名簿ニ

記載スベシ

遊客人名簿ハ最終記載

日より一年間保存スベシトス

第八條 營業主ハ左ノ事項ヲ遵

守リ且雇人及同居人ヲ之

二及カンムハカラス

一通行入ノ對レ遊興ヲ強

又ハ營業教養業ヲ許可

ハカニカニ地域外ノ地

札等ヲ出シテ客ヲ誘引ス

ハカニカニ

二是額外ノ娼妓招聘料金

ヲ請求シ又ハ客ノ求メサル

飲食食物ヲ強ニ其他遊費

ヲ從スヘカラサルコト

三遊興費抵償トシテ未客

引取類其他ノ物品ヲ收

受スヘカラサルコト

第九條許可ノ日ヨリ五日以内

營業ヲ開始セサレトキハ許可

ノ効ヲ失フ

第十條公安又ハ風俗上必要ト

認ムルトキハ營業ヲ停止シ命

シ又ハ許可ヲ取消ス可ク

ハシ

第二章 娼妓

第十三條 拾八才未満ノ者ハ娼

妓タルコトヲ得

第十四條 凡シ若シ備シ娼妓名簿

ニ登録セシメ名者ニ非ラザレバ

娼妓トシテ爲ス可ク得

第十五條 娼妓名簿ニ登録ハ福

娼

娼者トスル者自ラ支署ニ

出頭シ在ノ各縣ノ事項ヲ具

シテ書面ヲ以テ願出ツヘシ

一娼妓トナル事由

二同一ノ籍内ニ在ル最近尊

親族尊親族トキトキハ

之ノ承諾ヲ得ルコトヲ得

三承諾ヲ得ル者トキトキハ其ノ

事由

六未成年者ニ在テハ前號

外實父實父トキトキハ實

母實父母トキトキハ實祖父

實父母及實祖父トキトキハ

實祖母ノ承諾ヲ得ル

ト若シ之ヲ承諾ヲ與フ

者トキトキハ其ノ事實

一娼妓ト爲ス事由

二娼妓ノ時期ヲ定メ又ハ娼業

中娼名ヲ稱スル者ハ其ノ

不實ヲ娼妓トシテ事由

無若シ之アリタル者ハ其ノ

開始ノ年月日ヲ標業

所並ニ處北ノ年月日及

事由

前項ノ願書ニ支署長ニ於

テ指差シタル醫師若シ病院

作リタル健康診断書

籍吏ノ作リタル籍簿本

市區町村長ノ作リタル承諾

者ノ印鑑證明書及前項

第二種第三種ノ承諾書ヲ

添付スルシ

第十四條娼妓名簿登録料

別ニ告示ス

第十五條支署ニ於テ娼妓名簿ニ

登録ヲ為シ居ル者ハ登録

料ニ交付スルモノトス

登録證票ハ就業中心ノ携

帶スルシ若シ之ヲ毀損シ夫

シタルトキハ速ニ支署ニ届出

書換又ハ再渡ヲ求メ娼妓

名簿ヲ削除セラレタル場合

ハ之ヲ返納スルモノトス

百籍ノ氏名ニ異動ヲ生レ又ハ

財産數變業ヲ許可セシ

ハ市區域内ニ於テ住居ヲ移

轉シタルトキ速ニ支署長ニ

届出テ登録證票ノ訂正

ヲ受ケル

第十六條娼妓名簿ノ削除ハ娼

妓ノ之ヲ支署長ニ届出ツ

ルモノトス但シ未成年者居

テ第六十三條第一項第二號

第三號ニ掲グル者ヨリ之ヲ

届出トルコトヲ得

前項ノ届出ハ自ラ支署ニ出頭

シテ之ヲ為スニ非ラサレハ受理

セザルモノトス但レ届書ヲ郵送

シ又ハ他人ノ託シテ之ヲ届出

ス場合ニ於テ支署長ハ届出

者自ラ出頭スルヲ能ハシテ事

由アリト認めタルトキハ此限ニ在

ラス

年期ヲ豫定シテ登録セラレ

ル者其ノ年期満了ノ日ニ於

テ別段ノ手續ヲ要セス娼妓

名簿ヨリ削除セラルモノトス

第十七條娼妓ノ支署長ニ於テ指定

シタル地域内ニ非ラサレハ居住ス

ルコトヲ得ス

第十八條娼妓ハ本則ノ規定又ハ

官ノ命令ニ依ルル外支署長ノ

許可ヲ受ケルニ非ラサレハ指定

地域外ニ出ツルコトヲ得ス

第十九條娼妓稱ノ支署長ノ許

可シタル區域内ニ非ラサレハ

之ヲ為スコトヲ得ス

第二十條娼妓ハ左ノ事項ヲ遵守

スル

一 通行人の警備と遊興の勸

新ニカサレルコト

二 客席ニ於テ警備ヲ弁シ

其他演藝場ニカサレルコト

但シ警備ヲ備スル者ハ此限

ニ在ラス

三 齋願其他公衆ノ目ニ觸

ル場所ニ於テ化粧衣裳

替等為スルカサレルコト

第七條 娼妓ハ支署長ノ指定ニ從

テ健康診断ヲ受スニシ

健康診断ヲ受スニ當リ

病其他正當ノ事由ニ依リ

診断ヲ受スルニ能ハサルト先

出頭スル時刻前其事由

ヲ記シ支署長ニ届出ツルニシ

第七條 疾病ニ罹リ稼業ニ堪

ヘサル者又ハ傳染性疾患ニ

者ト診断セラルル娼妓ハ治

癒ノ上健康診断ヲ受スニ

非ニ在リ稼業ニ就クコトヲ得

何等ノ事由アリシニ拘ハラズ指定

期日ニ健康診断ヲ受ケルニシ

者ハ其期日以後更ニ診断

ヲ受ケルコト亦前項ニ同シ

第七條 支署長傳染性疾

五

意ニ依リタル娼妓ニ對シ特

ニ場所ヲ指定シテ治療

ヲ命スルコトアルニシ

前項ノ命ニ依ル治療中

娼妓ハ其治療ノ場所ヲ離

ルコトヲ得ス

其疾患全瘳シタルトハ即日

支署長ニ届出ツルニシ

第七條 支署長ハ風俗上必要

ト認めタルハ娼妓稼業ヲ停

止ヲ命シ又ハ娼妓名簿ヨリ

其登録ヲ削除スルコトアルニシ

第七條 何人ト雖娼妓ノ通信面

接文書閱讀物件所持

買其他ノ自由ヲ妨害スルコト

ヲ得ス

第三章 罰則

第六條 左ノ事項ニ該當スル者

或拾圓以下ノ罰金又ハ十日

下ノ拘留ニ處ス

一 娼妓營業ニ関シ家族又ハ

雇人前爲ト雖營業其責任

一第ニ條ノ許可ヲ受ケズシテ營

業ヲ爲シタル者

二 虚偽ノ事項ヲ具シ娼妓名

簿登録ヲ願出タル者

樺太民政署ニ付テ支署官報第四號

明治三十八年九月十日
樺太民政署ニ付テ支署

支署令第五號

支署令第五號

藝妓並ニ宿屋料理屋及飲食店ノ雇婦女ニ關スル件左ノ通相定ム

明治三十八年九月九日

樺太民政署ニ付テ支署長

事務官尾崎勇次郎

第一條 傳染性疾患アル婦女ハ藝妓業ヲ為レ若ハ宿屋

料理屋及飲食店ノ雇婦女ニ關スル件左ノ通相定ム

第二條 藝妓及前條ノ雇人ハ支署長ニ於テ指定シタル醫師又ハ病院ニ就テ健康診断ヲ受テ健康證書ヲ携帶スル

第三條 傳染性ノ疾患アルモノト診斷セラレタル藝妓並宿屋料理屋及飲食店ノ雇婦女ニ對シテハ支署長ニ於テ特ニ場所

ヲ指定シテ治療ヲ命スル

アルレ此場合ニ於テハ支署長ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ治療ノ場所ヲ離ルコトヲ得ス

第四條 支署長ニ於テ必要ト認め

ルハ宿屋料理屋及飲食店ノ營業者ニ對シテ雇婦女ノ解雇ヲ命シ若ハ其人員ヲ制限スルコトヲ得

第五條 第三條及第四條ノ命ニ從

ルハ第六條ニ違背シタル者ハ罰金以下ノ罰金又ハ十日以下ノ拘留ニ處ス

第六條 支署長ニ於テ必要ト認めルハ本則ヲ準用シ一般婦女ニ對シテ健康診断ヲ施行スルコトヲ得

支署令第六號

貸座敷及娼妓取締規則左

通相定ム

明治三十八年八月九日

辨太民政署長ヲ支署長

事務官尾崎勇次郎

貸座敷人娼妓取締規則

第一章 貸座敷

第一條 貸座敷營業ニ支署長

ニ於テ指定シタル地域内ニ非

ラザレハ之ヲ為スニ得ズ

第二條 貸座敷營業ノ為シ

トスル者ハ左ノ各條ノ事項ヲ

具シテ書面ヲ以テ支署長ニ

願出許可ヲ受クニ

一 營業場所

二 營業主原籍、居住所、身

氏名、年齢

三 營業主従成ノ職業

四 營業用ニ供スル建物間取

圖面

第三條 營業主免許料、別ニ

告示ス

第四條 營業場ニ營業主及

營業主、氏名ヲ記シテ標札

娼妓

第五條 各條ノ事項ニ該當

スルトキハ五日以内ニ支署長ニ

届出ツヘシ

一 廠業シタルキ

二 營業主ノ原籍、居住所、身

氏名ニ異動ヲ生シタルキ

三 貸座敷ニ娼妓ヲ同居セシ

メ、同居ノ娼妓ガ轉居失跡

若シ死亡シタルキ

四 貸座敷業ニ従事セシムル

雇人ヲ雇入又ハ之ヲ解雇

シタルトキ但シ雇入ノ場合ニ

其原籍、氏名、年齢ヲ

居書ニ記載スヘシ

第六條 營業主ハ支署長ノ認可

ヲ得テ娼妓招聘料金ヲ是

ノ店額見易キ場所ニ掲出ス

ヘシ

第七條 營業主ハ支署長ノ指定シ

タル様式ニ依リ遊客人名簿

ヲ製シ遊客人ノ都度之ニ

記載スヘシ

遊客人名簿、最終記載

日ヨリ一年間保存スルモノトス

第八條 營業主ハ左ノ事項ヲ遵

守レ且雇人及同居人ヲレテ之

ニ及カンムハカラス

一 通行人ニ對シ遊興ヲ強シ

スハ成座敷營業ヲ許可

シラルハキ地域外ニ遊興

札等ヲ出シテ客ヲ誘引ス

ハカニ申ルコト

ニ是額外ノ娼妓招聘料金

ヲ請求シ又ハ客ニ求メサル

飲食食物ヲ後ニ其他遊費

ヲ從スヘカラサルコト

三 遊興費抵償トシテ未客

引取期其他ノ物出ヲ收

受スヘカラサルコト

營業ヲ開始セシメトキハ許可

ノ制ヲ失フ

第十四條公安又ハ風俗上必要ト

認ムルトキハ營業ノ停止ヲ命

ジ及ハ許可ヲ取消スベシトスル

ハレ

第二章 娼妓

第十五條 拾八才未滿ノ者ハ娼

妓タルコトヲ得ス

第十六條 支若ニ備ル娼妓名簿

ニ登錄セシメル者ニ非ラサルハ

娼妓トシテ處スベシトスルコト

參

娼妓ニシテ自ラ支若ニ

出頭シ左ノ各號ノ事項ヲ具

シタル書面ヲ以テ願出スヘシ

一 娼妓トナルノ事由

二 同一ノ籍内ニ在ル最近尊

親族ノ尊親族トナルコトハ

主ノ承諾ヲ得ルコトヲ為シ承

諾名與フヘキ者トキハ其ノ

事由

三 未成 年者ニ在ラハ前號

ノ外實父 實父トキハ實

母 實父母トキハ實祖父

實父母及實祖父トキハ

實祖母ノ承諾ヲ得タルコト

ト為レ之ヲ承諾ヲ與スル

者トキハ其ノ事實

娼妓名簿ヲ為スル所

ニ據ル年別ヲ是ノ又ハ職業

中姓名ヲ稱スル者ハ其書

ニ當テ娼妓トシテ事實ノ有

無若シ之ヲリタル者ハ其ノ

開始ノ年月日 職業ノ場

所並ニ廢止ノ年月日及其

ノ事由

前項ノ願書ニ支若長ニ於

テ指授シタル醫師若シ病院

作リタル健康診斷書ヲ

籍吏ノ作りタル籍簿本

市區町村長作りタル承諾者印鑑證明書及前項第二種第三種ノ承諾書ヲ添付スルシ

第十四條 娼妓名簿登錄料別ニ告示ス

第十四條 文署ニ於テ娼妓名簿ニ登錄ヲ為シタル者ニ登錄料要テ交付スルモノトス
登錄料ニ就業中ニハ携帶スルシ若シ之ヲ毀損シ夫シタルトキハ速ニ支署ニ届出

第三種ニ掲グル者ヨリ之ヲ届出ツルコトヲ得

前項ノ届出ハ自ら支署ニ出頭シテ之ヲ為スニ非ラサレハ受理セザルモノトス但レ届書ヲ郵送シ又ハ他人ニ託シテ之ヲ届出ス場合ニ於テ支署長カ届出者自ら出頭スルヲ能ハサズ由アリト認ムルトキハ此限ニ在ラス
年期ヲ豫定シテ登錄セラルル者其ノ年期満了ノ自ニ於テ別取ノ手續ヲ要セス娼妓

書換又ハ再渡ヲ求メ娼妓名簿ヲ削除セラレタル場合

ハ之ヲ返納スル中モトス
百籍ノ氏名ニ異動ヲ生レ又ハ墳墓敷設業ヲ許可セシルハ市區域内ニ於テ住居ヲ移轉シタルトキ速ニ支署長ニ届出テ登錄料要テ訂正ヲ受ケル

第十四條 娼妓名簿ノ削除ハ娼妓ヨリ之ヲ支署長ニ届出ツルモノトス但シ未成年者若シテ六條第一項第二號

名簿ヨリ削除セラレタル者

第十四條 娼妓ノ支署長ニ於テ指定シタル地域内ニ非ラサレハ居住スルコトヲ得ス
第十四條 娼妓ハ本則ノ規定ハハ官ノ命令ニ依ルル外支署長ノ許可ヲ受ケルニ非ラサレハ指定地域外ニ出ツルコトヲ得ス
第十四條 娼妓名簿ノ支署長ノ許可シタル地域内ニ非ラサレハ之ヲ為スルコトヲ得ス
第十四條 娼妓ハ左ノ事項ヲ遵守ス

一 通行人ニ對シ遊樂ヲ禁

スルヲ禁ル

ニ客席ニ於テ音曲ヲ弄シ

其他演藝スルヲ禁ル

但シ藝妓ノ樂スル者ハ此限

ニ在ラス

五 店頭其他公衆ノ目ニ觸

ル場所ニ於テ化粧衣裳

替等爲スルヲ禁ル

第廿條 娼妓ニ支署長ノ指定ニ從

テ健康診斷ヲ受ケルニ

健康診斷ヲ受ケルニ當リ疾

病其他正當ノ事由ニ依リ

診斷ヲ受ケルニ能ハサルトモ

由頭スル時刻前其ノ事由

ヲ記シ支署長ニ届出ツル

第廿一條 疾病ニ罹リ稼業ニ堪

ヘサル者又ハ傳染性疾患ニ

者ト診斷セラルル娼妓ハ治

癒ニ上健康診斷ヲ受ケルニ

非ラザル稼業ニ就クニ得

何等ノ事由アリシニ拘ハラズ指定

期日ニ健康診斷ヲ受ケルニ

者ハ其期日以後更ニ診斷

ヲ受ケルニ亦前項ニ同シ

第廿二條 支署長ハ傳染性疾

五

意ニ依リタル娼妓ニ對シ特

ニ場所ヲ指定シテ治療

ヲ命スルコトアルニ

前項ノ命ニ依ル治療中

娼妓ハ其治療ノ場所ヲ離

ルコトヲ得ス

其疾患全瘳シタルトモ即日

支署長ニ届出ツル

第廿四條 支署長ハ風俗上必要

ト認ルトキ娼妓稼業ヲ停

止ヲ命シ又ハ娼妓名簿ヨリ

其登録ヲ削除スルコトアルニ

第廿五條 何人ト雖娼妓ノ通信面

接文書閱讀、物件所持購

買其他ノ自由ヲ妨害スルコ

ト得ス

第三章 罰則

第廿六條 左ノ事項ニ該當スル者

罰拾圓以下ノ罰金又ハ十日以

下ノ拘留ニ處ス

一 傳座敷營業ニ関シ家族又ハ

雇人ノ所爲ト雖營業其責任

一 第廿條ノ許可ヲ受ケテ營業

業ヲ爲シタル者

一 虚偽ノ事項ヲ具シ娼妓名

簿登録ヲ願出タル者

明治十八年九月五日

才九條

本島任氏に於ては際々本望に依り本國に
送還せしむる者ハ皆少ク而シテ遺棄に在りタルヲ以テ今
般樺太守備隊司令官ハ軍令ヲ發シ牛馬取押スル
ナシトシテ之ノ中参考ニテ樺太民政署官報ヲ参照
ニ部進達ス友候 本具

明治十八年九月十七日

副領事 鈴木陽之助

外務省官 珍白 控已敷

明治十八年九月五日

陸軍

封



一三四八六

3

7-0142

0054

樺太民政署官報第參號

明治三十八年九月十六日
樺太民政署



軍令

軍令第拾五號

第一條 民政長官ノ許可ヲ受ケタル者ハ民政施行地域内ニ放置シル牛馬ヲ取押スルコトヲ得
前項ニヨリ取押ハル牛馬ハ無料ニテ民政署ニ納付スル但シ半数以上ハ之レヲ取押人ニ拂下ケベシ其ノ代價ハ民政長官之レヲ定ム

第二條 牛馬取押ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ附近ニ在ル田園ノ穀物及牧草ヲ收入スルコトヲ得
前項ノ收入ハ現品ヲ以テ其ノ三分ノ一ヲ無料ニテ民政署ニ納付スベシ
第三條 牛馬取押ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ附近ノ土地ヲ牛馬置場ニ使用スルコトヲ得但シ官ハ何時ニテモ其ノ土地

ノ變更ヲ命シ其ノ面積ヲ制限シ又ハ其ノ使用ヲ禁止スルコトアルベシ
第四條 取押人其他ノ間ニ起ル民事々件ハ追テ定ル所ノ民事審判手續ニ依ル外當事者ノ決定ニ依ルベシ
第五條 牛馬置場ノ位置面積取押ハル牛馬ノ頭數及田園收穫物ノ量目ハ最寄民政署支署若ク出張所ニ届出ベシ
第六條 本令ニ違背シテ收穫シタル

物件ハ總テ之ヲ沒收ス
第七條 本令ハ既ニ官憲ノ許可ヲ受ケタル者ニモ之レヲ適用ス
第八條 本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス
明治三十八年九月十六日
樺太守備隊司令官

樺太民政署官報第參號

軍令

軍令第拾五號

第一條 民政長官ノ許可ヲ受ケタ
ル者ハ民政施行地域内ニ放
置シル牛馬ヲ取押スルコ
トヲ得
前項ニヨリ取押ハル牛馬ハ
無料ニテ民政署ニ納付スル
但シ半数以上ハ之レヲ取押
人ニ拂下ケベシ其ノ代價
ハ民政長官之レヲ定ム

第二條 牛馬取押ノ許可ヲ受
ケル者ハ其ノ附近ニ在ル田
園ノ穀物及牧草ヲ收入ス
ルコトヲ得
前項ノ收入ハ現品ヲ以テ其ノ
三分一ヲ無料ニテ民政署
ニ納付スベシ
第三條 牛馬取押ノ許可ヲ受ケ
タル者ハ其ノ附近ノ土地ヲ牛
馬置場ニ使用スルコトヲ得
但シ官ハ何時ニテモ其ノ土地

ノ變更ヲ命ジ其ノ面積ヲ
制限シ又ハ其ノ使用ヲ禁
止スルコトアルベシ
第四條 取押人其他ノ間ニ起ル民
事々件ハ追テ定ムル所ノ民
事審判手續ニ依ル外當
事者ハ快足ニ依ルベシ
第五條 牛馬置場ノ位置面積
取押ハル牛馬ノ頭數及田
園收穫物ノ量目ハ最寄
民政署支署若ク出張所
ニ届出ベシ
第六條 本令ニ違背シテ收穫シタル

物件ハ總テ之ヲ沒收ス
第七條 本令ハ既ニ官憲ノ許可ヲ受
ケタル者ニモ之レヲ適用ス
第八條 本令ハ發布ノ日ヨリ施行
ス
明治三十八年九月十六日
樺太守備隊司令官



明治廿八年九月十九日接覽

才八号

三六八七

右啓傳文樞吉甫部、民政施行ノ區域ヲ擴張
スル、并樞吉及政界官報部外ニ部内参考
ヲ進達ス及修訂具

明治三十八年九月十日

副欽事 鈴木陽三 勅

外務次官 珍田捨巳 殿

傳文樞吉甫部

陸

軍

3

7-0142

0057

樺太民政署官報號外

明治三十八年九月十四日

告示

告示第一號
軍令第拾貳號ニ依リ從
來ノ民政施行區域ノ外
第一第二第三及第四
假軍政署管内ニ民
政ヲ布ク
司ルサレバ支署ノ外
ラジニ口ヲシテニ民政署
支署ヲ置キ州ルキウニ

スヨイニウラジニ口ヲシテ
署出張所ヲリユトカニ
司ルサレバ支署出張所ヲ置
本告示公布日ヨリ施行
明治三十八年九月十四日
樺太民政署民政長官熊谷喜一郎

樺太民政署官報號外

明治三十八年九月十四日

告示

告示第一號
軍令第拾貳號ニ依リ從
來ノ民政施行區域ノ外
第一第二第三及第四
假軍政署管内ニ民
政ヲ布
シルサレバ支署外
ラジニ口ヲカシニ民政署
支署ヲ置キ州ルキウニ

スヨイニウラジニ口ヲカシ
者出張所ヲリユトカニ
シルサレバ支署出張所ヲ置
本告示發布日ヨリ施行
明治三十八年九月十四日
樺太民政署民政長官熊谷善一郎

樺太民政署

明治八年十月二十日

陸軍省

田

鶴

了

才格降

受第一三ノ四二

在陸軍省に在りて北に距んば三里ソロウイヨフカヨリウラダ
 ーミロフカノ間ハ危険ノ虞アルヲ以テ各分本邦人軍務ノ
 進退ト又ホムトフカノウラダーミロフカノ間オアヒキサレドモ
 之放置シアル牛馬取押ヘテ禁ルル旨權大臣御前ヨリ
 官アリカテ六号ヲ以テ軍令又權大臣御前ヨリ各官
 ヲリコルサコフ支署及ウラダーミロフカ支署ノ各官
 區域ヲ定ムル旨ノ告示ヲ發セリシ旨ヲ行持参考ニ
 官報ノ四號ニ部通達ニ及候 杜具

明治八年九月廿二日

副陸軍省 鈴木陽三

外務省 官 珍田 格 已 殿

陸

軍

通商局

7-0142

0060

樺太民政署官報第四號

軍令

軍令第拾六號

一、ソコイヨフカ「ソツリヨフカ」ウラケ
ニヨク「間」ハ危險ノ虞アルヲ以テ
當分ノ内日本入ノ單獨通過
ヲ禁ス

二、ホト「間」ウラケ「ソツリヨフカ」ウラケ
ウラケ「間」ニ於テ設置シアル
牛馬ヲ取押スルコトヲ禁ス
明治三十八年九月廿二日

樺太牙備隊司令官

告示

告示第二号

樺太民政署ニサツフ支署及ウラジ
ニツカ支署ノ管轄區域ヲ定ムルニ左
ノ如シ

中央ニ於テ「ハ」ヨリ「カ」及「ア」ヲ「エ」
「エ」ニ「正」東海岸ニ於テ「ハ」ト「ロ」ニ「エ」
西海岸ニ於テ「ハ」ト「ラ」ト「リ」ノ各北端ヲ
連繫セル一線ヲ以テ境界トシ以テ南
一田ヲ「コ」ル「サ」コフ支署ノ管轄トシ其
以北ヲ「ロ」ニ「エ」及「ク」ス「シ」ニ「エ」一田
ヲ以テウラジニツカ支署ノ管轄トス
明治三十八年九月廿二日
樺太民政署長官熊谷喜一郎



7-0142

0061

樺太民政署官報第四號

軍令

軍令第拾六號

一、ウイヨフカレ、ウツリヨフカレ、ウラ
ニヨク、間ハ危險ノ虞アルヲ以テ
吾分ノ内日本人ノ單獨通過
ヲ禁ス

二、ウイヨフカレ、ウツリヨフカレ、ウラ
ニヨク、間ハ危險ノ虞アルヲ以テ
牛馬ヲ取押元ノトヲ禁ス
明治三十八年九月廿二日

樺太守備隊司令官

告示

告示第二号

樺太民政署ニサツ支署及ウラジ
ニヨク支署ノ管轄區域ヲ定ムルト左
ノ如シ
申典ニ於テハ、ウイヨフカレ及ウラゴエキ
エンスニ、東海岸ニ於テハ、トロナイチ
西海岸ニ於テハ、タラントマリ、各北端ヲ
連繫セシ線ヲ以テ境界トシ、以南
一田ヲコルサコフ支署ノ管轄トシ、其
以北ヲ、ウイヨフカレ支署ノ管轄トス
明治三十八年九月廿二日

樺太民政署民政長官熊谷喜一郎



明治十八年十月三日
陸軍部
一四三〇九
坂田

才松三郎

一四三〇九

お啓儀々 陸軍省告示才五號 樺太島澳業仮規
則依り 此の如き澳場假令調査ノ件ハ 民政署ニ於テ既ニ
結了シ 優先ノ詮議ヲ受ケルモノ 次日未夫々 表表申入
其特許ノ無ハシク 箇地及氏名 示入札ニ附セラル 澳場
ノ審判等ハ 民政署ニ官報才五號 附録 彙被ニ就キ
陸軍省知事才度ニ而シテ 入札ニ附セラル 澳場中ニ 露人カ
期租借ヲ受ケル箇地ニ有テ又 今般 委布アリ 露人カ
場ノ建物其他財産取償規則ニ依ルト 右長期租借ヲ受ケル
露人ノ建物ニ 優先ノ權アリ 亦分々之ニ 示シテ 一面アリ云ハ
棟当ヨクノ 地可有クモ 是ハ 平和克復 済更ニ 改正ノ要アリ
ハシト 豫期ニ 依リ 才五才六才七 號 附録 彙被ニ 示シテ
考ノ 爲メ 以 署 友 被 才 五 才 六 才 七 號 附 録 彙 被 才 五 才 六 才 七 號
各ニ 部 五 添 地 修 具 申 才 九 才 具

陸軍

明治十八年十月三日

副領事 鈴木陽之助

臨時外務大臣 伯耆守 桂太郎 殿

此ノ 本文 左 被 才 五 才 六 才 七 號 附 録 彙 被 才 五 才 六 才 七 號
附 録 彙 被 才 五 才 六 才 七 號 附 録 彙 被 才 五 才 六 才 七 號

7-0142

0063

樺太民政署官報第五號

軍令

軍令第十七號

陸軍省告示第十五號樺太
島漁業規則ニ依リ漁業ノ許可
ヲ得タル者ノ漁業ニ使用スル船
舶ノ隻數及使用人ノ原籍及氏名
ハ各漁場毎ニ漁業主ヨリ民政長
官ニ届出ツシ其変更アリタル
トキ亦同シ
第三條 漁業許可ヲ得タル者自ラ
其漁場ニ在リサルトキハ責任ア

ル管理人ヲ定メ民政長官ハ
ハシ其変更アリタルトキ亦全シ
管理人ハ漁業主ニ代リ前項ノ届
出ヲ為スコトヲ得
第三條 第一條及第三條ニ違背シ
タル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
第四條 本令施行ニ要スル細則
ハ民政長官之ヲ定ム
明治三十八年十月一日
樺太守備隊司令官



軍令第十八號

落札漁場ノ建物其他
財産取締規則

第一條 落札ヨリ漁業ノ許可ヲ得
タル者ノ落札漁場ニ於ケル他人ノ
建物及其他ノ財産ノ現状ノ保
存管スヘシ所有者若クハ管理
人ノ承認アルニアラサレハ之ヲ
使用スルコトヲ得ス
第二條 他人ニ落札シタル漁場
ニ漁業上必要ナル建物及其他
ノ財産ヲ有スル者ハ其漁場ニ

於ケル明治三十九年度ノ漁期
開始前ニ之ヲ除去シ又ハ落札
者ニ之ヲ譲渡スヘシ落札者ハ
之ヲ讓受タル義務アルモノトス
若シ其價格ニ付当事者ノ間ニ仲
議調ハサルトキハ民政長官之
ヲ定ム
漁場ニ施設シタル溝渠井戸堤
防橋梁柵間及其他ノ工作物
ハ無償ニテ官ノ所有ニ歸ス
第三條 前條ノ期限内ニ除去セス
又ハ讓渡サレタル建物及其他ノ
財産ハ無償ニテ官ノ所有ニ

婦人

第四條 他人ニ落札シタル漁場ニ於ケル建物及其他ノ財産ニシテ落札者ノ漁業ニ妨害ナキモノノ限リ其分ノ内之ニ存置スルコトヲ得及場舎ニ於テ所有者之ヲ保管スルハナシトス
第五條 他人ニ落札シタル漁場ニ建物及其他ノ財産ヲ有スル者其保管又ハ除去ノ爲ニ其漁場ニ赴クニシテハトキハ民政長官ニ願フ許可ヲ受クハス
第六條 前各ノ規定ニ遵ジヨ

第七條 又ハ所有者若クハ代理人ノ承諾ナクシテ他人ノ建物及其他ノ財産ヲ使用スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
第七條 本令第六各ノ規定ニ遵ジ罰則ニ代理者又ハ傭人ノ所爲ト雖之ヲ漁業主ニ処ス
第八條 本令施行ニ要スル細則ハ民政長官之ヲ定ム
明治三十八年十月一日
樺太守備隊司令官
署令第二號

明治三十八年九月四日署令第一號
漁場視察者取締規則中
第二章ヲ削除ス
本令ニ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
明治三十八年十月一日

樺太民政署

民政長官熊谷喜一郎

告示第三三號

明治三十八年八月七日陸軍省告示第十五號樺太嶼漁業假規則ニ依リ鮭鱒鯉漁業入札規則左ノ通定ム

明治三十八年十月一日

樺太民政署

民政長官熊谷喜一郎

鮭鱒鯉漁業入札規則
第一條 陸軍省告示第十五號樺太嶼漁業假規則第三章三條ニ基キ漁場ヲ競争入札ニ付スル場合ハ本規則ニ準據スルニシテ第三條入札ニ付スルハ漁場ノ番號名稱漁業ノ種類左ノ如シ

0000三

東海岸漁場											
漁場番號	漁場名稱	漁業種類									
一	ナイブト	鮭鱒									
二	ノトノワ	鮭鱒									
三	トードラ	鮭鱒									
四	ヤンケナイ	鮭鱒									
五	ギムタキ	鮭鱒									
六	無名	鮭鱒									
七	エホロコナイ第ニ号	鮭鱒									
二二	全 第四号	鮭鱒									
二三	全 第六号	鮭鱒									
二四	無名	鮭鱒									
三九	キヤカマシナイ	鮭鱒									
四二	無名	鮭鱒									
四四	ポロナイボ	鮭鱒									
五五	マトマナイ	鮭鱒									
五九	イタダクスナイ第ニ号	鮭鱒									
五八	レアルイサン	鮭鱒									
六〇	コソイゴ子	鮭鱒									
六一	エニルコマナイ	鮭鱒									
六二	シヨウウンナイ	鮭鱒									
六三	ルホントマリ	鮭鱒									
六五	無名	鮭鱒									
六五	ヌソウシ	鮭鱒									
六六	イタダクスナイ	鮭鱒									
六九	イクニ	鮭鱒									
七〇	無名	鮭鱒									

参

7-0142

0066

一〇〇	九九	九八	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇	八九	七八	七七	七六	七五	七四	七三	七十二							
無名	ノオテナイ	魚名	モシリ	カレツマ	トマリ	ヤマシベツマルイ	サツトポ	全 第二号	ムシモルヌイ 第一号	キホツパ	イソノウエシカ	ホレホクナイ	キシナイ	ミセエツカ	全 第三号	ミナベツ 第一号	ヤンケナイ	コヤクチ	カモイクシ	トヨマイ	ハートシ	全	全	
鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨

アニワ湾演場

7-0142

0067

二一五
二一四
二一三

一六六	一六〇	一五九	一五八	一五七	一五六	一五五	一五三	一五一	一五〇	一四九	一四八	一四五	一四三	一四二	一四〇	一三七	一三七	一三五	一三〇	一二六	一二五	一二四	一二三	一〇一	
トコンボ	クインクス	クローニ	ハストマナイ	全 第二号	シラヌシ 第一号	西 海岸 渚 場	無名	無名	ビシヤサン	クローシ(エサン)	ノボリ	モゴツイ	モツナイ	リヤトマリ	ブーナ	無名	オクシムキナシ(ナカ)	ハストロ	ウリエム	クナ、イ	グバ 第二号	ナグベ	ナグベ	ペルワヤ(パーダ)	無名
鯢 鱈 鯨	鯢 鱈 鯨	鯢	鯢	鯢 鱈 鯨	鯢 鱈 鯨		鯢 鱈 鯨	鯢 鱈 鯨	鯢 鱈 鯨	鯢 鱈 鯨	鯢 鱈 鯨	鯢	鯢 鱈 鯨	鯢 鱈 鯨	鯢 鱈 鯨	鯢 鱈 鯨	鯢 鱈 鯨	鯢 鱈 鯨	鯢 鱈 鯨	鯢 鱈 鯨	鯢 鱈 鯨	鯢 鱈 鯨	鯢 鱈 鯨	鯢 鱈 鯨	鯢 鱈 鯨
七														ク	ク					ク	ク		ク		二一五 二一四 二一三

7-0142

0068

二一五	二一四	二一三	二一〇	二〇一	一九四	一九二〇	一九二一	一九一	一九〇	一八九	一八七	一八五	一八四	一八三	一八二	一八一	一七九	一七七	一七六	一七五	一七四	一七二	一七一	一七〇	一六七
ゴミサラロ	シララオロ	オソイコトマリ	トマリボ	無名	バイコサクシ	モラドクレ	無名	オコナイボ	トコタン	トナイギシ	トマリボ	ラクマカ	ポニコタン	ポロトマリ	ホシナイボ	ワエトマリ	アラクワイ	ホントマリ	テイヤ	トマナイ	アキブシ	ヒロワエ	トマリボケシ	オハトマリ	ホンドケ
鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨
									セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ	セ

7-0142

0069

二二〇	ニヤイ	鯨	入札ハコルヤコフ釋衣民政署 ニ於テ之ヲ行フ 入札ハ十月十八日ヨリ之ヲ始ム 各日ニ於ケル入札開始ノ時 刻及入札ニ付スベキ演壇ハ其 ノ入札ノ前日ニ之ヲ揭示ス 第三條入札ニ加ハラントスル 者ハ十月十六日迄ニ營業及 身元証明書ヲ民政長官ニ 差出スベシ 民政長官ハ前項ノ証明書及 本條第三項但書ニ規定スル証 明書ヲ審査シ入札ノ資格ア リト認ムルモノハ之ヲ揭示ス揭 示ナキ者ハ入札ニ加ハルコトヲ得ス 入札者ハ各入札期日ノ前日迄ニ 其ノ四五日入札ニ付スベキ演壇中 入札ニ加ハラントスル演壇敷ニ
二二一	ウストマナイ	鯨	
二二二	ウシロ	鯨	
二二三	エクレトマリ	鯨	
二二四	オロケシ	鯨	
二二四イ	モロクナイボ	鯨	
二二四ロ	無名	鯨	
二二五	オモト	鯨	
二二六	トロ	鯨	
二二七	モエト子ナイ	鯨	
二二八	イトナイ	鯨	
二二九	チヲナイ	鯨	
二三〇	モロ、チ	鯨	
二三一	ナヤシ	鯨	
二三二	ムナイ	鯨	
二三三	今ロク	鯨	
二三四	ソコライ	鯨	

7-0142



應ニ一漢場ニ就キ入札保証金
三百圓ヲ添ハ各漢場毎ニ樺太
島漢業做規則第五條ニ掲ク
ル額書ヲ民政長官ニ差出スヘ
シ但シ樺太島漢業做規則第
四條ノ出願ヲ為シタル者ハ出願
書ニ添付シタル營業及身元
証明書ヲ以テ本條第一項ノ証明
書ニ充ツ
入札保証金ヲ納付シタルトキハ預
リ証ヲ交付スベシ
ハ札保証金ハ現金ニシテ但シ國債
証券ヲ以テ現金ニ代ユルコトヲ得

前項ニ依リ國債証券ヲ入札保
証金ニ代用スル場合ニ於テハ
額面三百五十圓ヲ以テ現金三百圓
ニ換算ス
第四條各漢場ニ使用スヘキ建網
ハ建網ニ在テハ建網一統ニ在
テハ建網一統及成網ニ統ノ外ニ
テ許サズ
第五條入札ハ第三條ノ額書ト共
ニ各漢場毎ニハ札金額年月日
原籍住所ヨルサコフニ於ケル居
留所及氏名ヲ記載捺印シ封
緘ノ上本人若ハ代理人自ラ入

札運ニ投入スベシ但シ代理人ハ漢
業額入札及漢業科納付ニ關ス
ル完全ナル責任ヲ擔當スベシ
第六條入札金額ハ四位ニ止メ端
數ヲ付スルコトヲ得ズ
第七條入札ハ一旦入札運ニ投入シ
タルトキハ違算錯誤誤記其他
何等ノ事故アルモ引換訂正又ハ
取消ヲ申出ルコトヲ得ズ
入札加入ヲ妨害シ掛員ノ職務
執行ヲ妨ケ具ノ他詐偽ノ手段
ヲ以テ入札ヲ為シタル者ハ入札
ノ權利ヲ失フノミナラズ爾後漢

業上ノ競争入札ニ加ハルコトヲ得
ザルモノトス
左ニ記載凡入札ハ之ヲ無効トス
一金額其他必要ノ文字明瞭ナラ
ザルモノ
二金額其他必要ノ文字ヲ改竄
捺入シ捺印セザルモノ
三氏名ノ下ニ捺印セザルモノ
四一定ノ金額ヲ記載セザルモノ
五入札金額ニ四位未滿ノ端數ヲ
付シタルモノ
第八條開札ハ公示シタル場所日
限時刻ニ於テ之ヲ行フ

入札人ハ開札ニ立會スルコトヲ得
 但入札人多敷ナルトハ教名
 ヲ指名シテ立會セシムルコトア
 ルベシ
 開札ノ上ニテ各人ノ入札中一モ豫
 定價格ニ達セザルトキハ再入札ニ
 付ス
 再入札ハ開札ノ當日更ニ時刻ヲ
 期シ參會ノ入札人ヲシテ入札
 セシメ若ハ更ニ日限時刻ヲ期
 シテ入札ニ付ス
 第九條 落札者以外ノ入札保證
 金ハ開札ノ日ヨリ十日以内ニ之

ヲ還付ス
 第十條 落札者ハ換業特許ノ
 通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ
 換業料ノ半額ヲ納付シテ入札保證
 金ノ還付ヲ受ケ他ノ半額ハ翌年
 五月ニ納付スレ但入札保證金ハ
 現金ニ限リ換業料ニ充當スルコ
 トヲ得
 落札者前項ノ期日内ニ換業料
 ノ半額ヲ納付セザルトキハ入札ヲ
 取消シテ入札保證金ハ之ヲ没收
 シ順位ニ依リ次ノ最高價格
 ノ入札者ニ特許スルコトアルベ

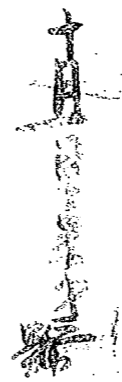
定價
 換業料
 民國十二年

彙報

明治三十八年八月陸軍省告示第千五百号 樺太島漁業
 仮規則ニ依リ本月二十六日迄ニ優先ノ詮議ヲ為シ
 鱈・鯨・漁業ノ特許ヲ與ハタルモノ左ノ如シ

特許番号	漁場番号	漁場名稱	漁業種類	漁業者氏名
一	四	コヌワヲ	鱈、鯨	石川 イチ
二	八	ヤシロノチヨシノ	鱈、鯨	笹野 栄吉
三	九	ヤシロノチヨシノ	鱈、鯨	笹野 栄吉
四	一〇	トイロシマナイ	鱈、鯨	笹野 栄吉
五	一一	エロコト	鱈、鯨	笹野 栄吉
六	一二	トロアムビニ	鱈、鯨	笹野 栄吉
七	一三	タライカ	鱈、鯨	笹野 栄吉
八	一四	タライカ	鱈、鯨	木田長右門
九	一五	タライカ	鱈、鯨	木田長右門
一〇	一六	タライカ	鱈、鯨	木田長右門
一一	一七	タライカ	鱈、鯨	木田長右門
一二	一八	タライカ	鱈、鯨	木田長右門
一三	一九	タライカ	鱈、鯨	石川 イチ
一四	二〇	タライカ	鱈、鯨	有田清五郎
一五	二一	タライカ	鱈、鯨	永野 彌平
一六	二二	タライカ	鱈、鯨	永野 彌平
一七	二三	タライカ	鱈、鯨	永野 彌平
一八	二四	タライカ	鱈、鯨	西村 利光
一九	二五	タライカ	鱈、鯨	林 寅吉
二〇	二六	タライカ	鱈、鯨	林 寅吉
二一	二七	タライカ	鱈、鯨	石川 イチ





彙報

明治三十八年八月陸軍省告示第六号 特選勲章
授與勲章ノ依リ 本月二十日迄 優先ノ詮議
勲章ノ授與ノ時 許リ 雙ハタルモノノ知
時 勲章ノ授與ノ時 許リ 雙ハタルモノノ知

九	一五	タライカ	鯉	小田 長右
八	一六	タライカ	鯉	小田 長右
七	一七	タライカ	鯉	小田 長右
六	一八	タライカ	鯉	小田 長右
五	一九	タライカ	鯉	小田 長右
四	二〇	タライカ	鯉	小田 長右
三	二一	タライカ	鯉	小田 長右
二	二二	タライカ	鯉	小田 長右
一	二三	タライカ	鯉	小田 長右
二	二四	タライカ	鯉	小田 長右
三	二五	タライカ	鯉	小田 長右
四	二六	タライカ	鯉	小田 長右
五	二七	タライカ	鯉	小田 長右
六	二八	タライカ	鯉	小田 長右
七	二九	タライカ	鯉	小田 長右
八	三〇	タライカ	鯉	小田 長右
九	三一	タライカ	鯉	小田 長右

7-0142

0074

三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二
五三	五二	五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四一	四〇	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二
ソヨコタン	ハケ	ホロホ	ウヤニ	ウヤニ	フレイキン	アカラ	ソイヤ	クワマル	ヤンクナイ	クマクオ	イソクナイ	サコク	モサコク	アイカク	無名	無名	トエクシ
鯉	鯉	鯉	鯉	鯉	鯉	鯉	鯉	鯉	鯉	鯉	鯉	鯉	鯉	鯉	鯉	鯉	鯉
鯉	鯉	鯉	鯉	鯉	鯉	鯉	鯉	鯉	鯉	鯉	鯉	鯉	鯉	鯉	鯉	鯉	鯉
内山吉太	内山吉太	内山吉太	内山吉太	内山吉太	内山吉太	内山吉太	内山吉太	内山吉太	内山吉太	有田清太郎	小熊幸治郎	小熊幸治郎	林寅吉	林寅吉	角野梅次郎	岡田傳吉	岡田傳吉

六三	七一	七〇	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	
一三八	一三六	一三四	一三三	一三二	一三一	一三〇	一二九	一二八	一二七	一二六	一二五	一〇六	一〇五	一〇四	一〇三	一〇二	九七	七六	七四	七一	六八	
ド口カワ	モシヤサ	ハルカスカ	シデヤイ	ホロナボ	四ツルヤイ	無名	無名	無名	カクヤサ	アハルヤイ	アハルヤイ	カマトマリ	カマトマリ	カマトマリ	ホラフニ	ナイトモ	コトヨバツ	ヤシケル	ホロトマリ	アハラサニ	トホロ	ノホロ
鯨鯨	鯨鯨	鯨鯨	鯨鯨	鯨鯨	鯨鯨	鯨鯨	鯨鯨	鯨鯨	鯨鯨	鯨鯨	鯨鯨	鯨鯨	鯨鯨	鯨鯨	鯨鯨	鯨鯨	鯨鯨	鯨鯨	鯨鯨	鯨鯨	鯨鯨	鯨鯨
岡田八十次	西原林次郎	米田六四郎	米田六四郎	米田六四郎	米田六四郎	佐々木平次郎	西原林次郎	田中武兵衛	田中武兵衛	小倉基	田中武兵衛	三	岡田八十次	村上祐次	岡田八十次	村上祐兵	村上祐兵	村上祐兵	相原昇	相原昇	相原昇	佐々木平次郎

九九	九八	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八	八七	八六	八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七四
二一七	二一九	二一八	二一六	二一二	一九六	二〇三	二〇四	二〇二	二〇一	二〇〇	二〇六	一九五	一九三	一九二	一九一	一六八	一六五	一六四	一六三	一六二	一六一	一四七	一四四	一四一	一三九
バイカレヤクシ 第三号	オコナイボ	バイカレヤクシ 第三号	バイカレヤクシ 第一号	エマケレシム	ビタレシム	チイカハスボ	オロシヤクシ	ウツス	ケイカイナイボ	グアマナイボ	ビスボニ	クラシナイボ	ビトロナイボ	アブマイ	ソイヤナイボ	トロボシ	ケモシナイボ	ナイボロ	ウ井ニ	シブシナイボ	モシニルナイ	ライトマリ	ナイイヤ	オロホイ	トマリヤクシ
鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨
米林伊三郎	米林伊三郎	米林伊三郎	米林伊三郎	宮島 鑑八	挂 久藏	志谷久五郎	忠谷久五郎	宮島 鑑八	大内兵吉郎	米林伊三郎	品田原造	小林栄次郎	小林栄次郎	桂 久藏	桂 久藏	田中武兵衛	柳谷 助市	柳谷 助市	柳谷 助市	石川 伊千	柳谷 助市	内山 吉太	岡田八十次	岡田八十次	岡田八十次



十人
一六九〇
十人

																			一〇〇	一九八	アヲヨイ	鯨、鱒、鯨	米林伊三郎
																			一〇一	一〇九	ブルイカニ	鯨	佐々木平次郎
																			一〇二	一四〇	トエクシ	鯨	齊藤藤太郎
																			一〇三	二〇七	ヒスヤイホ	鯨	品田康造
																			一〇四	一五四	無名	鯨、鱒、鯨	小林榮次郎
																			一〇五	一〇八	オキキタレ一尾	鯨	吉松久雄
																			一〇六	一六九	オヨ一	鯨	内山吉太

五

7-0142



樺太民政署ニサツテ支署ニ付第第五號

明治三十八年十月一日

樺太民政署ニサツテ支署ニ付

支署告示第百五號

支署告示

支署告示第百五號

樺太南野病院ニ於テ借其他ノ

貸借金簿等免許料及娼妓

料金左記ノ通改正

明治三十八年十月一日

一診察料 外來患者六当分

樺太民政署ニサツテ支署長
事務官尾崎勇次郎

一娼妓名簿登録料金拾圓
一娼妓名簿免許料金拾圓

一往診料 金五拾圓
一往診料 金五拾圓
一往診料 金五拾圓
一往診料 金五拾圓

一 眼藥	一回分金拾圓以上	一 体格検査料	金五拾圓以上
一 外用劑	一回分金五圓以上	一 診察料	金五圓以上
一 吸入料	一回分金拾圓以上	一 屍体検査料	金五圓以上
一 洗滌料	一回分金拾圓以上	一 屍体検査料	金五圓以上
一 点眼料	一回分金五圓以上	一 屍体検査料	金五圓以上
一 注射料	一回分金五圓以上	一 屍体検査料	金五圓以上
一 卷法料	一回分金拾圓以上	一 屍体検査料	金五圓以上
一 耳洗料	一回分金拾圓以上	一 屍体検査料	金五圓以上
一 拔毒料	一回分金拾圓以上	一 屍体検査料	金五圓以上
一 手術料	一回分金拾圓以上	一 屍体検査料	金五圓以上

樺太民政署官報

第六號

明治三十八年十月二日

樺太民政



軍令

軍令第十九號

第一條 民政施行區域内於テ
 醫業ヲ為サントスル者ハ開業ノ
 場所ヲ記シ内務大臣ヲ授與セ
 ラレタル醫術開業免狀ヲ添ヘ
 所轄民政署支署長ニ届出
 一シ

第二條 民政長官ニ於テ必要アリト
 認メタルトキハ醫術開業免狀

有セサル者ト認メ其履歷ニ依リ
 地域ヲ限リ期間ヲ定メ假開業免
 狀ヲ授與スルコトヲ得

第三條 醫師其業ニ関シ犯罪若
 ハ不正ノ行為アリタルトキハ民政長官
 ハ其ノ業ノ停止若ハ禁止ヲ命スル
 コトヲ得

第四條 醫術開業免狀若ハ假開
 業免狀ヲ有セス又ハ第一條ノ意
 ヲ為サスニテ醫師ノ行為ヲシタ
 者ハ百圓以下ノ罰金ニ処シ情狀
 ニ依リ本県外ニ退去セシム

明治三十八年十月二日

樺太守備隊司令官

軍令第十九號

第一條 牛馬ノ購入又ハ取押ノ許
 可ヲ得先者ハ民政長官ノ許可
 受ケルニテラサレハ購入又ハ取押ハ
 ル牛馬ヲ他人ニ賣却譲與スルコ
 トヲ得ス違背シタル者ハ百圓以下
 ノ罰金ニ処ス

前項ニ違背シテ占有ノ所持又所
 有スル牛馬何人ノ手ニ在ル間ハ
 之ヲ没収ス

第二條 本令ハ本年九月十四日ニ

溯リ之ヲ施行ス

明治三十八年十月二日

樺太守備隊司令官

定備金參錄

樺太民政署官報

第七號

明治三十八年六月三日



告示 第四号

明治三十八年八月七日陸軍省

告示第四号
明治三十八年八月七日陸軍省
告示第四号
告示第四号

第一條 漁業取締規則

第一條 漁業取締規則
第一條 漁業取締規則
第一條 漁業取締規則
第一條 漁業取締規則

<p>六、潜水艇漁業 公上 金五圓</p> <p>七、網漁業 公上 金五圓</p> <p>八、罾漁業 公上 金五圓</p> <p>九、抹貝業 公上 金五圓</p> <p>十、雜漁業(網漁業以外) 公上 金五圓</p> <p>十一、漁業(網漁業以外) 公上 金五圓</p> <p>十二、漁業(網漁業以外) 公上 金五圓</p> <p>十三、漁業(網漁業以外) 公上 金五圓</p> <p>十四、漁業(網漁業以外) 公上 金五圓</p> <p>十五、漁業(網漁業以外) 公上 金五圓</p> <p>十六、漁業(網漁業以外) 公上 金五圓</p> <p>十七、漁業(網漁業以外) 公上 金五圓</p> <p>十八、漁業(網漁業以外) 公上 金五圓</p> <p>十九、漁業(網漁業以外) 公上 金五圓</p> <p>二十、漁業(網漁業以外) 公上 金五圓</p>	<p>三、漁船ノ数</p> <p>四、漁獲物ノ種類</p> <p>五、漁業ノ時期</p> <p>六、漁業ノ時期</p> <p>七、漁業ノ時期</p> <p>八、漁業ノ時期</p> <p>九、漁業ノ時期</p> <p>十、漁業ノ時期</p> <p>十一、漁業ノ時期</p> <p>十二、漁業ノ時期</p> <p>十三、漁業ノ時期</p> <p>十四、漁業ノ時期</p> <p>十五、漁業ノ時期</p> <p>十六、漁業ノ時期</p> <p>十七、漁業ノ時期</p> <p>十八、漁業ノ時期</p> <p>十九、漁業ノ時期</p> <p>二十、漁業ノ時期</p>
--	---

禁止シ制限スルコトアルベシ

第五條 漁業鑑札ヲ受ケタル者ハ
炭用住宅其他漁業ニ要スル建
築及工作用並漁船船具用ニ
官ノ定ムル伐採料金ヲ納付シ
山林ヲ伐採スルコトヲ得但シ海
面ヲ展望シ得ヘキ場所、展望
區域ヨリ十八町及河川ノ沿岸一
町以内ハ此ノ限ニ在ラズ
前項ニ依リ伐採シ得ヘキ區域内
ト雖モ官ハ伐採ヲ禁止シ又ハ伐
採區域着ハ樹木ヲ摘是ルコト
アルベシ

第六條 漁業鑑札ノ効力ハ鑑札下
付ノ日ヨリ下年トス

第七條 鑑札ハ捕鯨業及潜水器
漁業ヲ除クノ外漁船毎隻ノ下
付ス
第八條 鑑札ハ漁船毎隻ノ下付
シ捕鯨業及潜水器漁業ヲ為ス
者ハ漁業ヲ為スルコトヲ得但シ
第九條 鑑札ハ譲渡スル能ハズ
第十條 鑑札ヲ紛失者ハ毀損シ
ルコトハ其ノ事由ヨリ再下付ヲ
得ス

願出シ

鑑札面記載事項ニ異動ヲ生シタ
ルトキハ直ニ其ノ事由ヨリ具シ訂正
ヲ願出シ

第十一條 水産動植物ノ蕃殖保護ニ
必要ナル場合又ハ軍事上其他公
益ノ為ニ必要ナルトキハ何時ニテモ
漁業ヲ禁止、停止又ハ制限シ既ニ
下付シタル鑑札ヲ引上げヘシ

第十二條 本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施
行ス

本則施行前ニ漁業做鑑札ヲ受ケ
タルモノハ十月十五日迄ニ更ニ本則ニ

依リ鑑札下付ヲ願出シ

前項ノ期間内ニ鑑札ノ下付
ヲ受ケザルモノハ漁業ヲ為スル
コトヲ得ス

建價金表紙



樺太民政署官報第五號

軍令

軍令第十七號

陸軍省管案第百五號樺太
島嶼業規程ニ依リ漁業ノ許可
ヲ得タル者ノ漁業ニ使用スル船
舶ノ隻數及使用人ノ原籍及氏名
ハ各漁場毎ニ漁業主ヨリ民政長
官ニ届出ツルニ其表更アリタル
トキモ同シ
第三條 漁業許可ヲ得タル者自ラ
其漁場ニ在リタルトキハ責任ヲ

軍令第十八號

落札漁場ノ建物其他
財産取歸規則

第一條 落札ヨリ漁業ノ許可ヲ得
タル者ノ落札漁場ニ於ケル他人ノ
建物及其他ノ財産ノ現状ノ保
保管スルニ所有者若クハ管理
人ノ承認アルニアラザレハ之ヲ
使用スルコトヲ得ス
第二條 他人ニ落札シタル漁場
ニ漁業上必要ナル建物及其他
ノ財産ヲ有スル者ハ其漁場ニ

明治三十八年十月一日

樺太民政



ル管理人ヲ定メ民政長官
ハ其表更アリタルトキ亦全シ
管理人ハ漁業主ニ代リ前項ノ届
出ヲ為スコトヲ得

第三條 第一條及第二條ニ違背シ
タル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
第四條 本令施行ニ際スル規則
ハ民政長官之ヲ定ム

明治三十八年十月一日

樺太守備隊司令官

責

於ケル明治三十九年度ノ漁期
開始前ニ之ヲ除去シ又ハ落札
者ニ之ヲ譲渡スルニ落札者ハ
之ヲ譲受タル義務アルモノトス
若シ其價格ニ付当事者ノ間ニ帳
議調ハサルトキハ民政長官之
ヲ定ム
漁場ニ施設シタル溝渠排水堤
防橋梁柵間及其他ノ工作物
ハ無償ニ官ノ所有ニ歸ス
第三條前條ノ期限内ニ除去セズ
又譲渡サルル建物及其他ノ
財産ハ無償ニ官ノ所有ニ

帰入
 第四條 他人ノ漁札シタル漁場ニ
 於テ凡建物及其他ノ財産ニシテ
 漁札者ノ漁業ニ妨害ナキモノ
 一限リ当分ノ内之ニ存置スルコト
 一得共場合ニ於テ一所有者之
 一保管スルコトスルコトスル
 第五條 他人ノ漁札シタル漁場
 一建物及其他ノ財産ヲ有スル者
 一其保管又ハ除去ノ爲ニ其漁場
 一赴ルコトスルコトスルコトスル
 一願者許可ヲ受ルコトスル
 第六條 前條ノ規定ニ違フ旨

一ナル者又ハ所有者若クハ監督
 一理人ノ承諾ナクシテ他人ノ建物
 一及其他ノ財産ノ使用スル者
 一五百圓以下ノ罰金ニ處スル
 第七條 本令第六條ニ規定スル
 一罰則ノ代理者又ハ債人ノ所
 一爲ト雖之ヲ漁業主ニ科スル
 第八條 本令施行ニ要スル細則
 一民政長官之ヲ定ム
 明治三十八年十月一日
 樺太守備隊司令官
 署令第三號

明治三十八年九月署令第一號
 漁場視察者取締規則中
 第二條ヲ削除ス
 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 明治三十八年十月一日
 樺太民政署
 民政長官熊谷善一郎
 告示第三號

明治三十八年十月一日
 樺太民政署
 民政長官熊谷善一郎
 熊鱒鯉漁業入札規則
 第一條 陸軍省告示第十五號樺
 太島漁業假規則第三條ニ基
 キ漁場ヲ競争入札ニ付スル
 場合ニハ本規則ニ準據スル
 第二條 入札ニ付スルキ漁場ノ
 番號名稱漁業ノ種類左ノ
 如シ

明治三十八年八月七日陸軍省告示
 第十五號樺太島漁業假規則
 第二條ニ依リ熊鱒鯉漁業入札規
 則左ノ通定ム

		東海岸漁場	
漁場番號	漁場名稱	漁業種類	
一	ナイブト	鮭鱒	
二	ノトノワ	鮭鱒	
三	トードヲ	鮭鱒	
四	ヤンケナイ	鮭鱒	
五	ジムタキ	鮭鱒	
六	魚名	鮭鱒	
七	エホロコフナイ第ニ号	鮭鱒	
二二	全 第ニ号	鮭鱒	
二三	全 第ニ号	鮭鱒	
二四	全 第ニ号	鮭鱒	
三九	キヤカマシナイ	鮭鱒	
四二	無名	鮭鱒	
四四	ポロナイボ	鮭鱒	
五五	マトマナイ	鮭鱒	
五九	イタダクスナイ第ニ号	鮭鱒	
五九	レアルイサン	鮭鱒	
六〇	キソイコ子	鮭鱒	
六一	エシルンコマナイ	鮭鱒	
六二	シヨウウンナイ	鮭鱒	
六二	ルホントマリ	鮭鱒	
六五	魚名	鮭鱒	
六五	スソウシ	鮭鱒	
六六	イタダクスナイ	鮭鱒	
六九	イタクニ	鮭鱒	
七〇	無名	鮭鱒	

参

一〇〇	九九	九八	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇	八九	七八	七三	七二													
無名	ノオテナイ	魚名	モエリ	カトマ	トマリ	サマニハツマルイ	サワトホ	全	ムラモルロイ岬第一号	キボツパ	イソノウエシカ	ホレホクナイ	キシナイ	ミセエツカ	全	第三号	ヨヤクチ	ヤシケナイ	ミナベツ第一号	全	ハートシ	トヨマイ	カモイクシ	全	全	
鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨

アニワ湾漁場

一六六	一六〇	一五九	一五八	一五七	一五六	一五五	一五三	一五一	一九〇	一四九	一四八	一四三	一四二	一四〇	一三七	一三五	一三六	一三四	一三三	一〇一			
トコホ	ウインダス	クローニ	ハストマナイ	全 第二号	ミラヌシ 第一号	無名	無名	ビシヤサン	牛トシ(エサン)	ノボリ	モゴツイ	モツナイ	ブリナ	無名	オクシムキナ、ヒナカ	ハストロ	ウリエム	タナ、イ	グバ、第二号	ナ、グベ	ナ、グベ	ペルワヤ、パーダ	無名
鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鯨	鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鯨	鮭鱒鯨	鯨	鯨	鮭鱒鯨	鯨	鯨	鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨	鮭鱒鯨



二一五	二一四	二一一	二一〇	二〇一	一九四	一九二〇	一九二一	一九一	一九〇	一八九	一八七	一八五	八四	八三	八二	八一	七九	七七	七六	七五	七四	七二	七一	七〇	六七
コミサラロ	シララオロ	オソイコントマリ	トマリポ	無名	バイコサクシ	モラドクレ	無名	オコナイボ	トコタン	トナイキシ	トマリホ	ラクマカ	ホニコタン	ポロトマリ	キシナイボ	ハエトマリ	アラクワイ	ポントマリ	テイヤ	トマ・ナイ	アキブシ	ピロワエ	トマリポケシ	オハトマリ	ホンボケシ
鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨

7-0142



二二四	ニナイ	鯨	
二二一	ウストマナイ	鯨	
二二二	ウシロ	鯨	
二二三	エクレトマリ	鯨	
二二四	オロケシ	鯨	
二二四	モロクナイボ	鯨	
二三四	無名	鯨	
二三五	オエト	鯨	
二二六	トロ	鯨	
二二七	モエト子ナイ	鯨	
二二八	イトナイ	鯨	
二二九	キヨナイ	鯨	
二三〇	モロ、キ	鯨	
二三一	ナヤシ	鯨	
二三二	ムナイ	鯨	
二三三	キロク	鯨	
二三四	ソコライ	鯨	

入札ハヨルヤフ輝太民政署
ニ於テ之ヲ行フ
入札ハ十月十八日ヨリ之ヲ始ム
各日ニ於ケル入札開始ノ時
刻及入札ニ付スベキ演場ハ具
ノ入札ノ前日ニ之ヲ揭示ス
第三條入札ニ加ハラントスル
者ハ十月十六日迄ニ營業及
身元証明書ヲ民政長官ニ

差出スベシ
民政長官ハ前項ノ証明書及
本條第三項但書ニ規定スル証
明書ヲ審査シ入札ノ資格ア
リト認ムルモノハ之ヲ揭示ス揭
示ナキ者ハ入札ニ加ハルコトヲ得ス
入札者ハ各入札期日ノ前日迄ニ
其ノ功立日入札ニ付スベキ演場中
入札ニ加ハラントスル演場教ニ

7-0142



應シ一漢場ニ就キ入札保証金
三百圓ヲ添ヘ各漢場毎ニ樺太
島漢業做規則第五條ニ掲ク
ル願書ヲ民政長官ニ差出スヘ
シ但シ樺太島漢業做規則第
四條ノ出願ヲ為シタル者ハ出願
書ニ添付シタル營業及身元
証明書ヲ以テ本條第五項ノ証明
書ニ充ツ
入札保証金ヲ納付シタルトキハ預
リ証ヲ交付スヘシ
ハ札保証金ハ現金ニシテ但シ國債
証券ヲ以テ現金ニ代フルコトヲ得

前項ニ依リ國債証券ヲ入札保
証金ニ代用スル場合ニ於テハ
額面三百五十圓ヲ以テ現金三百圓
ニ換算ス
第四條各漢場ニ使用スル漢網
ハ銀鑄ニ在テハ建網一統鍊ニ在
テハ建網一統及皮網ニ統ノ外之
ヲ許サズ
第五條入札ハ第三條ノ願書ト共
ニ各漢場毎ニハ札金額年月日
原籍住所ヨルサコソニ於ケル居
留所及氏名ヲ記載捺印シ封
緘ノ上本人若ハ代理人自ラ入

札運ニ投入スベシ但シ代理人ハ漢
業額入札及漢業科納付ニ關ス
ル完全ナル責任ヲ擔當スベシ
第六條入札金額ハ四位ニ止メ端
數ヲ付スルコトヲ得ス
第七條入札ハ一旦入札函ニ投入シ
タルトキハ違算錯誤誤記其他
何等ノ事故ヲ以テ引換訂正又ハ
取消ヲ求ムルコトヲ得ス
入札加入ヲ妨害シ掛員職務
執行ヲ妨ケ具ノ他詐偽ノ手段
ヲ以テ入札ヲ為シタル者ハ入札
ノ權利ヲ失フノミナラス爾後漢

業上ノ競争入札ニ加ハルコトヲ得
ザルモノトス
左ニ記載セル入札ハ之ヲ無効トス
一金額其他必要ノ文字明瞭ナラ
ザルモノ
二金額其他必要ノ文字ヲ改竄
捺入シ捺印セザルモノ
三氏名ノ下ニ捺印セザルモノ
四一定ノ金額ヲ記載セザルモノ
五入札金額ニ四位未滿ノ端數ヲ
付シタルモノ
第八條開札ハ公示シタル場所日
限時刻ニ於テ之ヲ行フ



入札人ハ開札ニ立會スルコトヲ得
 但入札人多敷ナルトキハ教名
 ヲ指名シテ立會セシムルコトア
 ルベシ
 開札ノ上ニテ各人ノ入札中一モ豫
 定價格ニ達セサルトキハ再入札ニ
 付ス
 再入札ハ開札ノ當日更ニ時刻ヲ
 期シ參會ノ入札人ヲシテ入札
 セシメ若ハ更ニ日限時刻ヲ期
 シテ入札ニ付ス
 第九條 落札者以外ノ入札保證
 金ハ開札ノ日ヨリ十日以内ニ之

ヲ還付ス
 第十條 落札者ハ澳業特許ノ
 通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ
 澳業料ノ半額ヲ納付シテ入札保證
 金ノ還付ヲ受ケ他ノ半額ハ翌年
 五月ニ納付スレ但入札保證金ハ
 現金ニ限リ澳業料ニ充當スルコ
 トヲ得
 落札者前項ノ期日以内ニ澳業料
 ノ半額ヲ納付セサルトキハ入札ヲ
 取消シテ入札保證金ハ之ヲ沒收
 シ順位ニ依リ次ノ最高價格
 ノ入札者ニ特許スルコトアルベ

是價

彙報

明治三十八年八月陸軍省告示第十五号 樺太島漁業
 規程第二條 依り本月二十六日迄ニ優先ノ詮議ヲ為シ
 漁業ノ特許ヲ與ハタルモノ左ノ如シ

特許番号	漁場番号	漁場名稱	漁業種類	漁業者氏名
一	四	コヌロヲ	鮭、鱒	石川 イ子
二	八	ヤニカチマント	鮭、鱒	沼野 栄吉
三	九	ヤシハナウキ	鮭、鱒	沼野 栄吉
四	一〇	トキモナイ	鮭、鱒	沼野 栄吉
五	一一	立ロコト オ一号	鮭、鱒	沼野 栄吉
六	一二	トロアムビニ	鮭、鱒	沼野 栄吉
七	一三	タライカ オ一三号	鮭、鱒	沼野 甚之
八	一四	タライカ オ二号	鮭、鱒	木田長右門
九	一五	タライカ オ九号	鮭、鱒	木田長右門
一〇	一六	タライカ オ七号	鮭、鱒	木田長右門
一一	一七	タライカ オ五号	鮭、鱒	木田長右門
一二	一八	タライカ オ三号	鮭、鱒	木田長右門
一三	一九	タライカ オ六号	鮭、鱒	石川 イ子
一四	二〇	タライカ オ四号	鮭、鱒	有田清五郎
一五	二一	ナヨオニ号	鮭、鱒	永野 彌平
一六	二二	ナヨオ四号	鮭、鱒	永野 彌平
一七	二三	ナヨオ六号	鮭、鱒	永野 彌平
一八	二四	ウネトナイ	鮭、鱒	西村 利光
一九	二五	クチャウナイ	鮭、鱒	林 寅吉
二〇	二六	ハニシコツナイ	鮭、鱒	林 寅吉
二一	二七	チャクレコツシ	鮭、鱒	石川 イ子

7-0142

0092

四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二
六四	六三	五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	四〇	四九	四八	四七	四六	四五	四一	四〇	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二
モイレトマリ 第三号	モイレトマリ	サツサジ	アノドマリ	シユマヤ	ホロナ	無名	ワレ	ソヨコタン	ヘケ	ホリ 第三号	ホリ 第一号	ウヤシ	フレキシ	アカラ	ソーヤ	クワマル	ヤシクナイ	ソウマノイ オ	イソクナイ	サマコタン	モサコタン	アイカオボ	無名	無名	トクシ
鯉 鱒 鯉	鯉 鱒 鯉	鯉 鱒 鯉	鯉 鱒 鯉	鯉 鱒 鯉	鯉 鱒 鯉	鯉 鱒 鯉	鯉 鱒 鯉	鯉 鱒 鯉	鯉 鱒 鯉	鯉 鱒 鯉	鯉 鱒 鯉	鯉 鱒 鯉	鯉 鱒 鯉	鯉 鱒 鯉	鯉 鱒 鯉	鯉 鱒 鯉	鯉 鱒 鯉	鯉 鱒 鯉	鯉 鱒 鯉	鯉 鱒 鯉	鯉 鱒 鯉	鯉 鱒 鯉	鯉 鱒 鯉	鯉 鱒 鯉	
心野 栄吉	若山 政太郎	山本 己之助	若山 政太郎	山本 己之助	山本 己之助	笹野 栄吉	世野 栄吉	内山 吉太	内山 吉太	内山 吉太	内山 吉太	内山 吉太	内山 吉太	内山 吉太	内山 吉太	内山 吉太	内山 吉太	有田 清五郎	小熊 幸治郎	小熊 幸治郎	林 寅吉	林 寅吉	角野 梅次郎	岡田 傳吉	岡田 傳吉

7-0142

0093

九九	九八	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八	八七	八六	八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七四
二二七	二一九	二一八	二一六	二一二	一九六	二〇三	二〇四	二〇二	二〇一	二〇〇	二〇六	一九五	一九三	一九二	一九一	一六八	一六五	一六四	一六三	一六二	一六一	一四七	一四四	一四一	一三九
パイカレンヤクシ 第二号	オニナイボ	パイカレンヤクシ 第三号	パイカレンヤクシ 第一号	エマケレンレン	ピタルンレン	チイカパスボ	オロンバンダリ	ウツス	ケイカイナイボ	グアマナイボ	ビスポニ	クラシナイボ	ポトロナイボ	アブマイ	ソーヤナイボ	トナグシ	ケミナイボ	ナイボロ	ウ井ニ	シブシナイボ	モシニルシナイ	ライトマリ	ナイチヤ	オーホイ	トマリヨシナイ
鯨	鯨	鯨	鯨	鯨	鯨 鯨 鯨	鯨	鯨	鯨	鯨 鯨 鯨	鯨 鯨	鯨	鯨	鯨	鯨 鯨 鯨	鯨	鯨 鯨	鯨 鯨	鯨	鯨	鯨 鯨	鯨 鯨	鯨	鯨	鯨	鯨 鯨
米林伊三郎	米林伊三郎	米林伊三郎	米林伊三郎	宮島 鏡八	桂 久藏	志谷久五郎	忠谷久五郎	宮島 鏡八	大内兵吉郎	米林伊三郎	品田 康造	小林 栄次郎	小林 栄次郎	桂 久藏	桂 久藏	田中 武兵衛	柳谷 助市	柳谷 助市	柳谷 助市	石川 一十	柳谷 助市	内山 吉太	岡田 八十次	岡田 八十次	岡田 八十次

樺太民政署ニシテ支署官報第五號

明治三十八年十月一日 樺太民政署ニシテ支署

支署告示

彙報

支署告示第五號

樺太南洋病院ニ於テ備具他ノ

貧民救済費等ノ免許料及婦孺
名簿登録料等ノ通定

料金左記ノ通改正
一 診察料 外來患者ハ当分
無料トス

明治三十八年十月一日

樺太民政署ニシテ支署長
事務官尾崎勇次郎

一 貧民救済費免許料 金拾圓
一 婦孺名簿登録料 金拾圓

一 往診料 金五拾圓 雨中
曇中及夜間ハ金一圓トス
但シ往診ノ遠近距離ニ限ル
一 散藥 金拾圓以上
一 丸藥 金拾圓以上

一 頓服藥	一回分金拾圓以上	一 体格検査料	金五拾圓以上
一 外用劑	一回分金五圓以上	一 診斷書料	金五圓以上
一 吸入料	一回分金拾圓以上	一 屍体検査料	金五圓以上
一 洗滌料	一回分金拾圓以上	但シ醫員出張ノ場合ニ 是ノ往診料ヲ徴収ス	
一 点眼料	一回分金五圓以上	一 屍体検査書料	金五圓以上
一 注射料	一回分金五圓以上	一 死産証書料	金五圓以上
但シ血清注射ノ血清ノ費ヲ徴収ス		一 入院料	金五圓以上
一 巻法料	一回分金拾圓以上	但シ食費及洗滌料ノ費ヲ除ク	
一 耳洗料	一回分金拾圓以上	診察時間外ニ在リテ 診察スル者ハ此限ニテ	
一 拔毒料	金拾圓以上	一 院内診察	午前八時 至午後一時
一 手術料	金拾圓以上	一 往診	午前八時 至午後五時



樺太民政署官報 第六號

明治三十八年十月二日



軍令

軍令第九號

第一條 民政施行區域内於予
醫業ヲ為ストル者ハ開業ノ
場所ヲ記シ内務大臣ヲ授與セ
テシテ免簡所開業免狀ヲ添ハ
所轄民政署之署長ニ届出
セシメ
第二條 民政長官ニ於テ必要ナル
認メタルハ醫術開業免狀

ヲ有セサル者トシ其履歴ニ依リ
地域ヲ限リ期間ヲ定メ開業免
狀ヲ授與スルコトヲ得
第三條 醫師其業ニ関レ犯罪者
ハ不正ノ行為アリタルハ民政長官
ハ其業ヲ停止若シ禁業ノ命ヲ
コトヲ得
第四條 醫術開業免狀者ハ假開
業免狀ヲ有スルハ其業ニ依リ
ヲ為サズシテ醫師ノ行為ニ依
者ハ百圓以下ノ罰金ニ處シ得
ニ依リ本島外ニ進出セシム

明治三十八年十月二日

樺太守備隊司令官

軍令第十號

第一條 牛馬ノ購入又ハ取押ノ許
可ヲ得先者ハ民政長官ノ許可
受ケルニテラサレハ購入又ハ取押ハ
ル牛馬ヲ他人ニ賣却譲與スルコ
トヲ得ス違背シタル者ハ罰金以下
ノ罰金ニ處ス
前總理達商シテ占有ノ所持又所
有スル牛馬ハ何人ノ手ニ在ル間ハ
之ヲ没収ス

明治三十八年九月十四日

樺太守備隊司令官

樺太守備隊司令官

定價金參錢



樺太民政署官報

第七號

明治三十八年十月三日
樺太民政



告示

告示第四号

明治三十八年八月七日陸軍省

告示第拾五号樺太島漁業

規則

明治三十八年十月三日

樺太島漁業規則

第一条 陸軍省告示第拾五号

樺太島漁業規則

一 昆布採取業其他無縛、鯨、鯨、鯨以外ノ漁業ニ爲ルモノハ、
ハ本規則ニ依ル。

第二条 漁業ノ種類
類及漁札料金ハ左ノ如シ

一 捕鯨業引揚場ノ際 金五拾圓
二 昆布採取業引揚場ノ際 金五圓
三 海産物採取業 同上 金五圓
四 鮭採取業 同上 金拾圓
五 大樽採取業 同上 金五圓

六 潜水採取業 同上 金拾圓
七 網採取業 同上 金拾圓
八 鯨採取業 同上 金五圓
九 抹貝採取業 同上 金五圓
十 雜漁業(前拾五号ノ旨金五圓
ニ号及八号乃至十号ノ漁業ニ
母(母及子以下)ヲ使用スルモノ
價金一圓

第三条 漁業漁札ノ交付ヲ受ケントス
ル者ハ左ノ事項ヲ記載シテ民
政長官ニ願出ス

一 漁業ノ種類
二 漁具ノ種類及数

三 漁船ノ数
四 漁獲物ノ種類
五 漁業ノ場所
六 漁具ノ数
七 漁業ノ時期

第四条 漁業ノ漁札ヲ受ケタル者
ハ左ノ其他營業ニ要スル建築
及工作用敷地、漁船、漁具置場
造産子場、必要ナル海濱土
地ヲ使用スルコトヲ得、但シ官定
ル使用料ヲ納付スベシ。土地使
用料額ハ別ニ之ヲ定ム。前項土地
ノ面積ハ官ニ於テ之ヲ指定シ

<p>禁止ニ制限スルコトアルベシ</p> <p>第五條 漁業鑑札ヲ受ケタル者ハ 炭用住宅其他漁業ニ要スル建 築及工作用汽船艇機具用為 ノ官ノ定ル伐採料金ヲ納付シ 山林ヲ伐採スルコトヲ得但シ海 面ヲ展望シ得ヘキ場所、展望 區域ヨリ十八町及河川ノ沿岸一 町以内ハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>前項ニ依リ伐採シ得ヘキ區域内 ト雖モ官ハ伐採ヲ禁止シ又伐 採區域着ノ樹木ヲ指定スルコト アルベシ</p>	<p>第六條 漁業鑑札ノ効力ハ鑑札下 付ノ日ヨリ一ノ年トス</p> <p>第七條 鑑札ハ捕鯨業及潜水器 漁業ヲ除クノ外汽船艇機具ノ下 付ス</p> <p>第八條 鑑札ハ汽船艇機具ノ下付 シ捕鯨業及潜水器漁業ヲ為ス 者ハ漁業ヲ為スベキ之ヲ導帶ス ベシ</p> <p>第九條 鑑札ハ濫渡又ハ貨渡スルコト ヲ得ズ</p> <p>第十條 鑑札ヲ紛失若ハ毀損シタ ルトキハ其ノ事由ヲ具シ再下付ヲ 依リ鑑札下付ヲ願出シ 前項ノ期間内ニ鑑札ノ下付 ヲ受ケタルモノハ漁業ヲ為スコ トヲ得ス</p>
<p>願出スルコト 鑑札面記載事項ニ異動ヲ生ジ ルベキ事ハ其ノ事由ヲ具シ訂正 ヲ願出ス</p> <p>第十一條 水産動植物ノ蕃殖保護ニ 必要ナル場合又ハ軍事上其他公 益ノ為ニ必要ナルトキハ何時ニテモ 漁業ヲ禁止、停止又ハ制限シ既ニ 下付シタル鑑札ヲ引上げヘシ</p> <p>第十二條 本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施 行ス</p> <p>本則施行前ニ漁業做鑑札ヲ受ケ タルモノハ十月十五日迄ニ更ニ本則ニ</p>	<p>定價金壹錢</p>

7-0142

